

第2期盛岡市子どもの未来応援プラン(案)の策定について

令和2年2月13日
子ども未来部

1 策定の趣旨

平成29年度に、子どもの貧困対策を計画的・総合的に推進するため策定した「盛岡市子どもの未来応援プラン(盛岡市子どもの貧困対策実行計画)」の取組期間が、今年度をもって終了することから、現プランの成果と課題の検証を踏まえ、令和2年度からの第2期プランを策定しようとするものである。

2 計画(案)の概要

別紙のとおり。

3 第1期プランとの主な変更点

- ・アクション1「貧困を解消する」について、放課後児童クラブの利用料や幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳児未満の子どもの保育料などの軽減の検討など、新たに拡充する取組を追加した。
- ・アクション3「貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する」について、児童虐待相談が増加している状況を踏まえ、子ども家庭総合支援センターの体制強化や養育支援訪問(家事援助)事業の拡充などを盛り込んだ。
- ・国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、アクション4「早期に把握し、適切に支援につなぐ」の取組の視点として、妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に努める旨を盛り込んだ。

4 今後のスケジュール

令和2年2月13日 市議会全員協議会

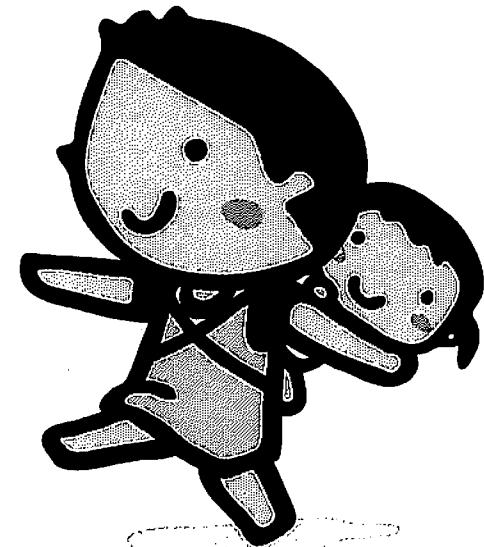
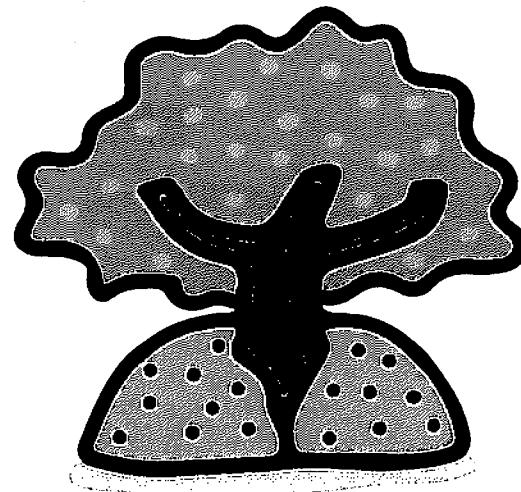
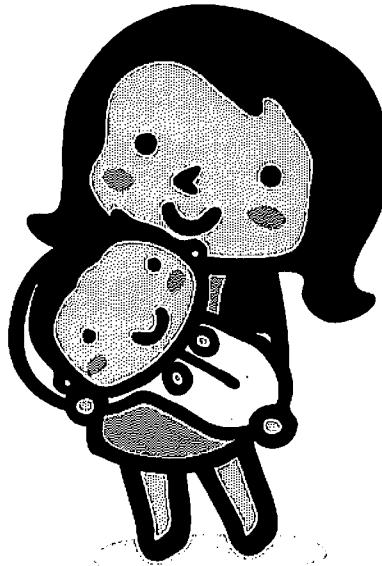
2月14日～3月6日 パブリックコメント

3月下旬 盛岡市子ども子育て会議

市長決裁、市のホームページで公表

第2期 盛岡市子どもの未来応援プラン（案） (盛岡市子どもの貧困対策実行計画)

～すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現～



1 計画の体系について（本編P35～38）

●基本目標

すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現

●基本的な視点

視点1 子どもと親に寄り添った支援

視点2 確実に届く支援

視点3 関係機関・民間団体・地域との連携

●4つのアクション

アクション1 貧困を解消する
(37事業)

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする
(10事業[再掲事業含む])

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する
(14事業)

アクション4 適切に支援につなぐ
(12事業[再掲事業含む])

2-1 計画の策定に当たって（本編P2～3）

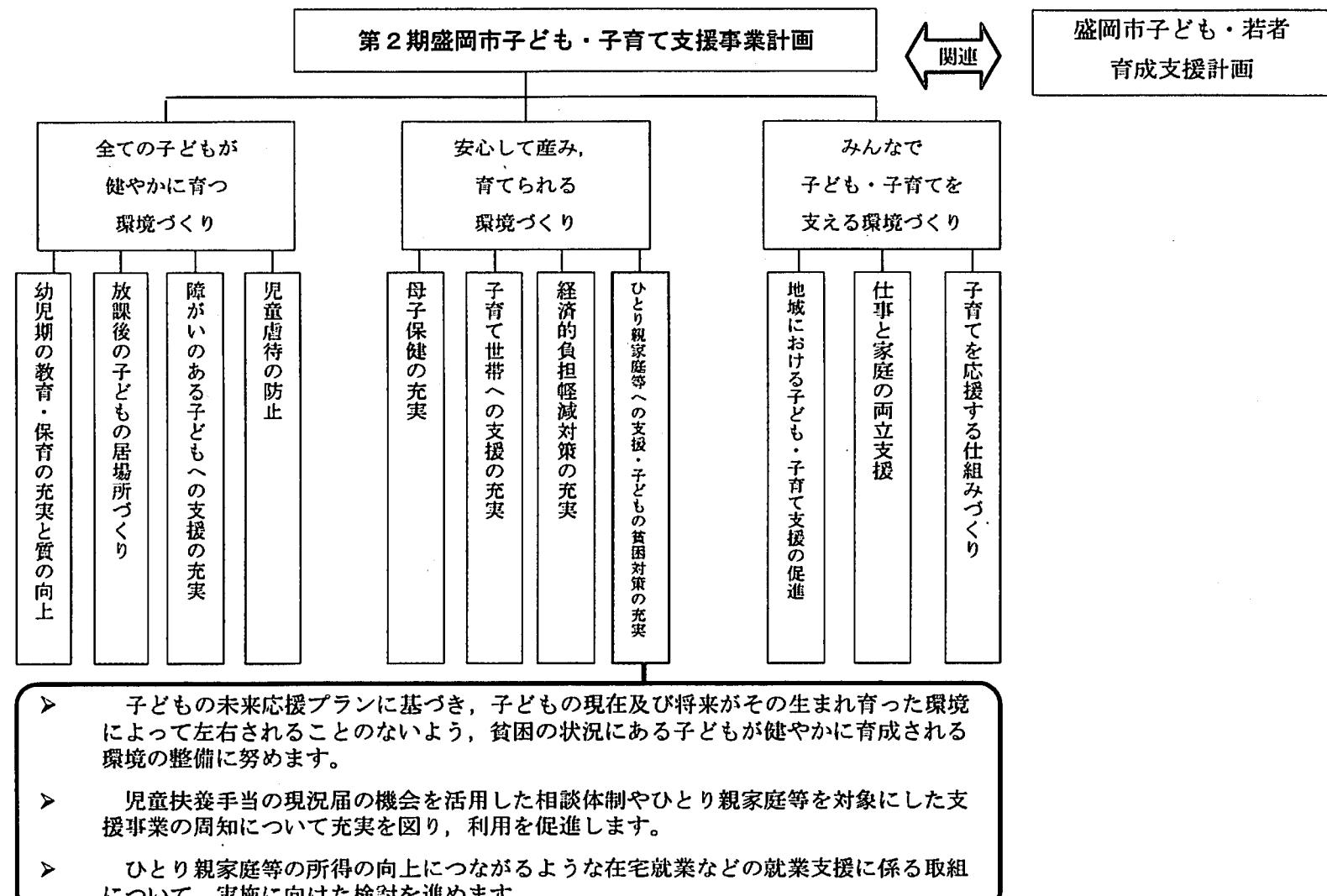
●子どもの未来応援プランの位置付け

- ❖ 第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の基本目標2「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施施策(4)「ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策の充実」の具体的方策として策定するもの。

●計画期間

令和2年度から6年度までの5年間

2-2 子どもの未来応援プランについて（本編P2）



第2期盛岡市子どもの未来応援プラン

3-1 子どもを取り巻く状況（本編P4～7）

●子どもの貧困率の推移（国）

1 子どもの貧困率及び相対的貧困率は増加傾向だが、平成27年度は減少

(単位：%)

	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率※1	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率※2	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9

※1 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額、等価可処分所得とは世帯の可処分所得(収入から、税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。平成27年度の貧困線は122万円。

※2 子どもの貧困率とは、子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。（子どもとは17歳以下）

●人口等の状況

1 18歳未満人口は減少傾向

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
18歳未満人口	46,860	46,144	45,669	45,044	44,271

3-1 子どもを取り巻く状況（本編P4～7）

2 ひとり親世帯は母子世帯が増加

(単位：世帯、人)

	H7	H12	H17	H22	H31
母子世帯	1,687	1,717	1,969	2,039	2,128
父子世帯	194	173	180	173	188

3 生活保護受給世帯は横ばいで推移し、被保護人員は減少傾向

(単位：世帯、人)

	H26	H27	H28	H29	H30
被保護世帯数	3,748	3,739	3,730	3,773	3,777
被保護人員	5,051	4,942	4,829	4,791	4,707

4 就学援助受給率（準要保護）は横ばいで推移

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学生	8.8	8.8	8.9	8.9	9.0
中学生	10.4	10.5	10.9	10.3	10.3
小中全体の全割合	9.4	9.4	9.6	9.4	9.4

3-1 子どもを取り巻く状況（本編P8～16）

●岩手県就学援助制度利用世帯等調査（平成30年度実施）の状況

【調査の概要】

- ①調査名称 就学援助制度利用世帯等調査
- ②調査方法 無記名式、学校配布・学校回収
- ③調査時期 平成30年8月20日調査票一斉配布
- ④調査対象 小学1年から中学3年の就学援助制度利用世帯の保護者
- ⑤本市分として抽出したデータ 1,315人分
- ⑥実施主体 岩手県保健福祉部子ども子育て支援課

1 病院の受診について

⇒ 過去1年間に医療機関で子どもを受診させたほうが良いと思ったが、実際に受診させなかつたことが「あった」28.5%

「なかつた」69.1%

⇒ 受診させない理由：「時間がなかつた」37.4%（最も高い）

「医療保険加入だが、支払いが困難」34.2%

2 食事について

⇒ 1年間に経済的な理由で最低限の食事を食べることができなかつた経験が「あつた」4.5%

「なかつた」95.5%

3-1 子どもを取り巻く状況（本編P8～16）

3 塾や習い事について

- ⇒ 子どもが塾や習い事に「通っている」 46.7%
- 「通っていない」 53.3%
- ⇒ 通っていないと回答した家庭のうち、調査対象の子どもが塾や習い事に通いたいと「望んでいる」 47.6%
- 「望んでいない」 28.5%

4 子どもの進学について

- ⇒ 理想 「大学まで」 49.0%（最も高い）
- 現実 「高校まで」 47.4%（最も高い）
- ⇒ 現実の理由：「経済的な事情から」 30.8%（最も高い）
- 「子どもが希望しているから」 24.3 %

5 充実してほしい子育て支援サービスについて

- ⇒ 「子どもの教育のための経済的支援」 68.5%（最も高い）
- 「日頃の生活のための経済的支援」 54.7%
- 「無償もしくは低料金の学習支援」 52.4%

6 子ども食堂などの居場所について

- ⇒ 「現在利用している」 1.6%
- 「今後利用したい」 49.2%

3-2 第1期子どもの未来応援プランの成果と課題（本編P21～29）

●主な取組実績・成果

- 1 平成28年度に妊産婦及び乳幼児の医療費について現物給付方式を導入、30年度に医療費助成の対象を中学生まで拡大
- 2 経済的理由で就学が困難な小・中学生を対象に、給食費や修学旅行費の一部を助成。平成29年度には、小学校6年生の児童がいる家庭を対象に、中学校入学に要する学用品費を前倒しで支給
- 3 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に学習の場を提供、平成30年度には、冬場の送迎支援を実施
- 4 児童虐待の早期発見・早期対応のため、平成30年度に「子ども家庭総合支援センター」を開設

3-2 第1期子どもの未来応援プランの成果と課題（本編P21～29）

- 5 児童扶養手当現況時に出張ハローワーク相談窓口の設置、平成29年度に学費や親の資格取得等に関する相談窓口を設置
- 6 市民や団体などが行う子ども・子育て支援の活動を「盛岡市子ども未来基金」から補助、平成30年度に子どもの貧困対策に資する事業を重点取組項目に追加
- 7 NPO法人フードバンク岩手、市社会福祉協議会、市民生児童委員連絡協議会などの関係機関と連携し、子ども支援プロジェクトを実施
- 8 子ども食堂の開設箇所数の増加

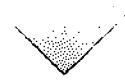
(単位：ヶ所)

	H29	H30	H31
子ども食堂開設箇所数	8	10	12

3-2 第1期子どもの未来応援プランの成果と課題（本編P21～29）

●課題

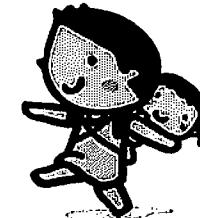
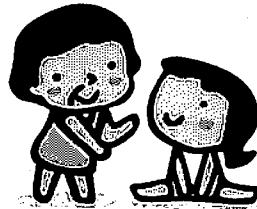
- 1 就学援助事業やひとり親家庭等日常生活支援事業など各自の実情に応じた支援が求められている。
- 2 ひとり親等家庭の所得向上に繋がる新たな就業支援の在り方の検討が必要である。
- 3 学習支援事業の拡充や利用者増加に向けた継続した周知が必要である。
- 4 子ども食堂の取組が各地域に広がるための継続した支援が必要である。
- 5 増加する児童虐待相談に対し、相談支援の質的担保や虐待発生予防に向けた地域づくりが求められている。
- 6 子どもの教育や日常生活にかかる経済的支援など子育てにかかる経済的負担の更なる軽減が求められている。



この3年間で、子どもの貧困対策に資する事業は着実に広がりを見せているが、引き続き、子どもの貧困対策を計画的に・総合的に進めていく必要がある。

4-1 第2期計画の概要（基本目標）（本編P35）

すべての子どもが
将来に希望を持つことが
できるまち・盛岡の実現



- ❖ 子どもの健やかな成長を社会全体で見守り、一人ひとりの子どもが、多くの大人との交流を通じて、豊かな経験を積み、自立心を養い、自分の将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現をめざす。

4-2 第2期計画の概要（基本的な視点）（本編P35～36）

（視点1）子どもと親に寄り添った支援

- 1 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもと親に対して支援を行う。
- 2 各世帯が抱える事情や望む人生設計に寄り添った支援を行う。

（視点2）確実に届く支援

- 1 関係機関と連携し、困窮世帯の貧困にまつわる諸課題が深刻化する前に支援ニーズを把握するよう努める。
- 2 生活困窮世帯の心理的抵抗感を取り除くため、既存の事業・取組における情報提供や手続きの方法を見直す。

（視点3）関係機関・民間団体・地域との連携

- 1 関係機関や地域と連携し、深刻化する前に課題を把握をし、切れ目のない支援を行う。
- 2 子ども食堂や学習支援など、地域・民間レベルでの取組を含め社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成に努める。

5-1 アクション1 貧困を解消する（本編P39～40）

●取組の方向性

- 1 子育ての経済的負担を軽減するため、医療・生活・教育・保育の各分野で給付や減免などを推進
- 2 ひとり親等が就職に有利な資格取得のための修業等に係る経済的負担を軽減

●主な取組

- 1 保育料の軽減〔新規〕
→3歳未満の子どもの保育料や3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。
- 2 放課後児童クラブ利用料の軽減〔新規〕
→兄弟で利用している世帯や低所得世帯の保護者に対して、利用料等の一部を補助することにより、経済的負担を軽減します。
- 3 医療費給付事業〔充実〕
→妊産婦、乳幼児、小学生及び中学生の医療費の一部を給付する。
→中学生医療費助成の現物給付方式導入に向けた取組を推進する。
- 4 ひとり親等の在宅就業支援事業〔新規〕
→ひとり親世帯の親を対象に、テレワークに係るセミナーの開催や研修の実施などを検討する。

5-2 アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする（本編P41～42）

●取組の方向性

- 1 十分な学習機会や豊かな経験が得られるよう学習支援や修学資金の貸付を推進
- 2 子ども未来基金により、市民・団体等の子育て支援活動の活性化などを通じて、子どもと多様な大人との出会いの機会を創出

●主な取組

1 学習支援事業

→生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上のため、市内3箇所において、学習の場を提供し、無料の送迎支援を実施する。

2 就学相談支援事業

→生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を実施する。

3 母父子寡婦福祉資金貸付事業

→母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を実施する。

→児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置するなど、相談体制の充実に努める。

5-3 アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する（本編P43～44）

●取組の方向性

- 1 児童虐待・非行・ドメスティックバイオレンス・借金など貧困にまつわる相談へのきめ細やかな対応の推進
- 2 子育てに関する悩みの解決や家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努める

●主な取組

- 1 子ども家庭総合支援センター事業〔充実〕
→継続的な相談・支援を行なうため、関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、職員の専門性の向上や職員体制の強化を推進する。
- 2 養育支援訪問（家事援助）事業〔拡充〕
→家事援助サービスを提供し、家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見を目指す。
- 3 養育支援訪問（専門的相談援助）事業
→保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
- 4 自立相談支援事業
→長期失業等の課題を抱える相談者に対し、自立に向けた包括的、継続的な支援を行う。

5-4 アクション4 適切に支援につなぐ（本編P45～46）

●取組の方向性

- 1 子ども及びその世帯に身近であり、直接、接する機会のある関係機関と連携し、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立まで切れ目なく、貧困にまつわる諸課題が深刻化する前の早期把握に努める
- 2 地域レベルの子育て支援の取組が活発になるよう必要な支援を行い、地域に支援者や理解者が増える取組を推進

●主な取組

1 子ども未来ステーション

→子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行う「子ども家庭総合支援センター」と妊産婦などに対して支援を行う「子育て世代包括支援センター」を子ども未来ステーションとして、包括的な相談支援を行うワンストップ拠点に位置づけ、妊娠・出産期から、就学期までの切れ目のない支援を行う。

2 子ども・子育て支援事業補助金

→市民・団体等が取り組む子ども・子育て支援の活動に「盛岡市子ども未来基金」から補助し、より多くの団体が子どもの貧困対策に資する活動に取り組むことができるよう支援する。

5-4 アクション4 適切に支援につなぐ（本編P45～46）

3 乳児家庭全戸訪問事業

→生後4か月の乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供する。

4 子ども応援プロジェクト〔拡充〕

→NPO法人フードバンク岩手、市社会福祉協議会、市民生児童委員連絡協議会などの関係機関と連携し、夏休みや冬休みなど長期休業期間に経済的に困窮する世帯へ食糧支援を行うとともに、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関に紹介する。

5 子ども食堂の支援

→NPO法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」について、県が実施している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携しながら、運営団体に対して情報発信・情報提供などを行う。また、中央卸売市場と連携した食材提供を通じて、子ども食堂の運営を支援する。

第2期盛岡市子どもの未来応援プラン(案)

(盛岡市子どもの貧困対策実行計画)

すべての子どもが

将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現

令和2年 月

盛 岡 市

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 現状と課題	4
1 子どもを取り巻く状況	4
2 「岩手県就学援助制度利用世帯等調査結果」における本市の状況	8
3 第1期子どもの未来応援プランの成果と課題	21
4 本市の子どもの貧困対策に係る取組状況と国の政策動向	30
第3章 基本目標	35
第4章 アクション	37
アクション1 貧困を解消する	39
アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われない ようにする	41
アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる 諸課題を解決する	43
アクション4 適切に支援につなぐ	45
関連事業一覧	47
ロジックモデル	54
第5章 推進体制	56
(参考) 関連指標	57

1 策定趣旨

平成28年国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率¹は13.9%であり、平成25年の同調査より、2.4ポイント改善しましたが、子どもの7人に1人が貧困状態にあると言われている厳しい水準にあります。

本市では、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者の育成支援に関する総合的な計画である「盛岡市子ども・若者育成支援計画」に基づき、就学援助の促進や、ひとり親家庭等を対象とした就業支援に取り組むとともに、平成30年3月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、「盛岡市子どもの貧困対策実行計画（通称：盛岡市子どもの未来応援プラン）」を策定し、各般の取組を計画的・総合的に推進してきました。

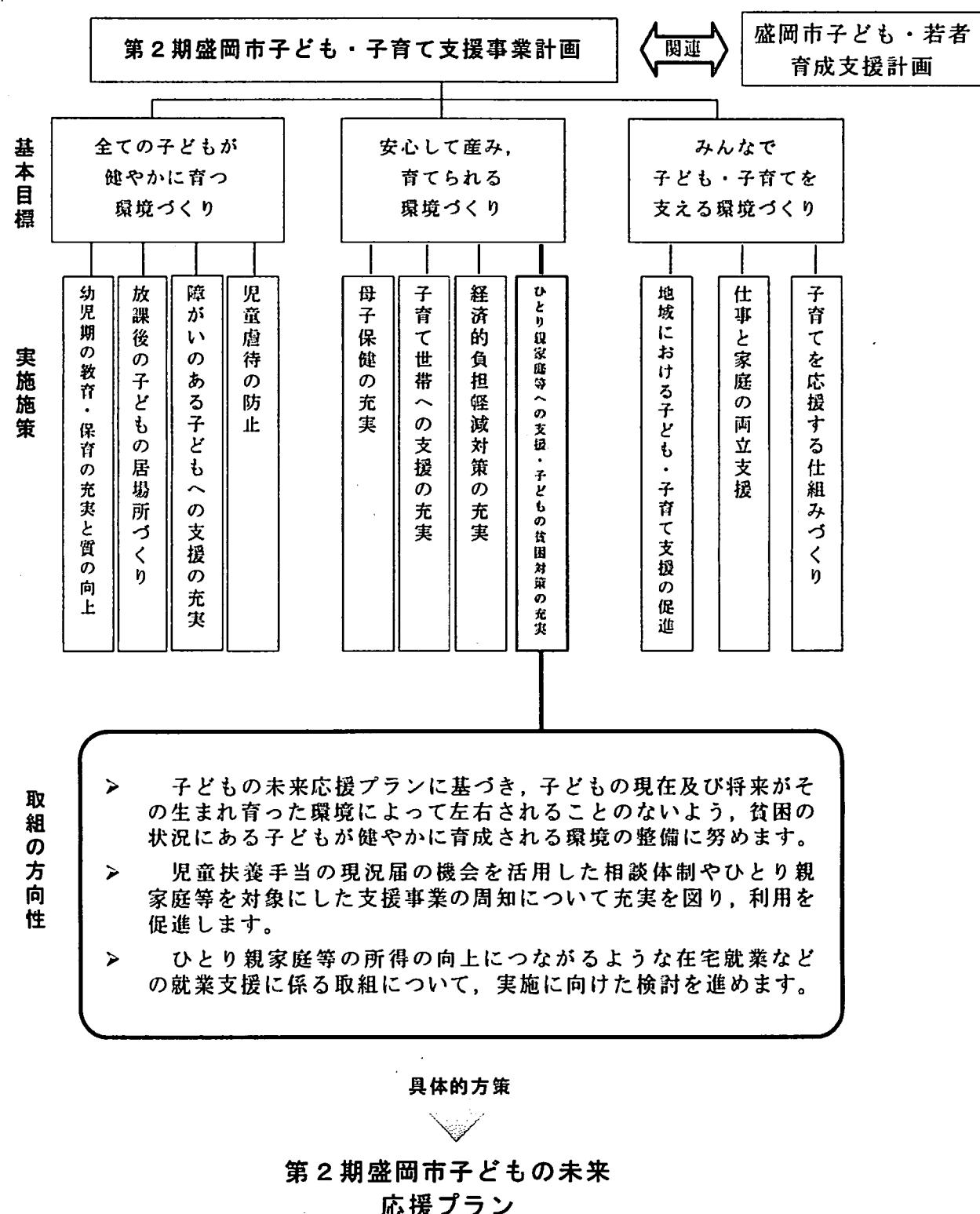
こうした中、国においては、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることを努力義務とするなど、子どもの貧困対策における市町村の役割が高まっています。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、第1期計画における成果を承継しつつ、子どもの貧困対策の更なる充実を図るため、「第2期盛岡市子どもの貧困対策実行計画（通称：第2期盛岡市子どもの未来応援プラン）」を策定するものです。

¹ 子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。（子どもとは17歳以下。）貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、等価可処分所得とは世帯の可処分所得（収入から、税金、社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

2 計画の位置付け

このプランは、第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画（計画期間令和2年度～6年度）の基本目標2「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施施策（4）「ひとり親家庭等への支援・子どもの貧困対策の充実」の具体的方策のひとつとして、策定・実施するものです。



3 計画期間

このプランの計画期間は、上位計画である第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の計画期間である令和2年度から6年度までの5カ年とします。

4 取組の対象・定義

このプランにおいて、「子ども」とは、児童福祉法の考えに則り、18歳未満の者を言います。

また、このプランにおいて対象とするのは、一義的には、現在貧困状態にある子どもとその保護者です。

しかしながら、子どもの貧困は、把握が難しいものであり、すべての子ども・保護者への見守りが必要であること、及び、各般の取組を通じて、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することにより、現在は貧困状態にない子どもも含め、すべての子ども・保護者に安心感を与えようとする趣旨から、その理念においては、すべての子どもと保護者を対象とするものです。

「子どもの貧困」については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においても明確な定義はありませんが、国民生活基礎調査における相対的貧困率²に該当する子どもを念頭に、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が掲げる基本方針「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」や「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する」などの趣旨を踏まえ、施策からこぼれ落ちる子どもが生じることのないよう、貧困の概念を広く捉えることとします。

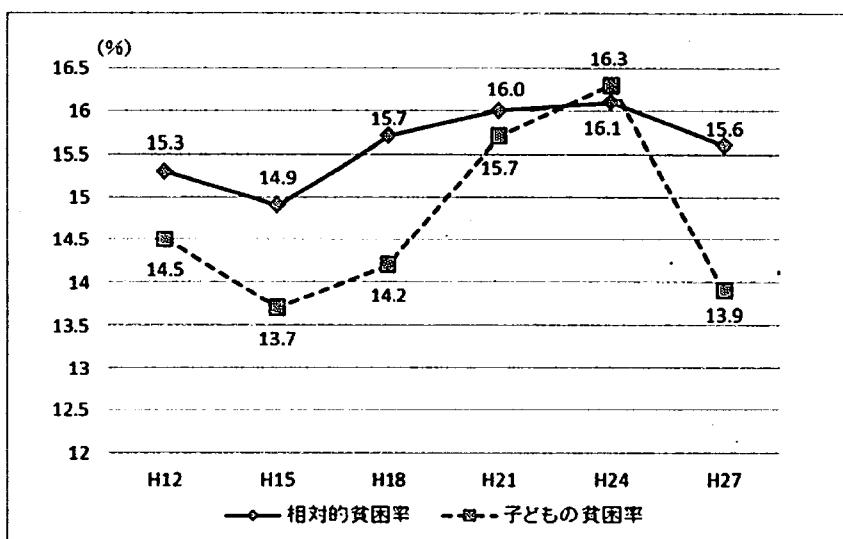
² 一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、平成27年度の貧困線は122万円。

第2章 現状と課題

1 子どもを取り巻く状況

(1) 子どもの貧困率の推移（国）

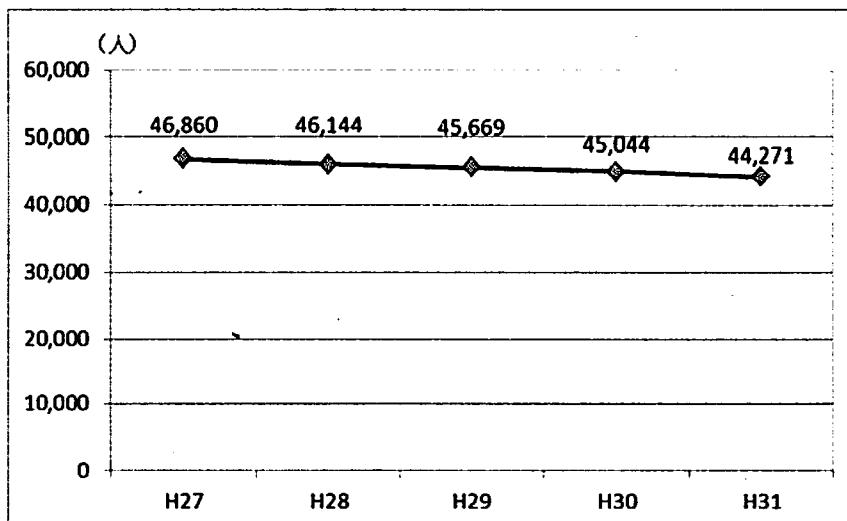
厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率及び子どもの貧困率はともに平成24年度まで増加傾向にあり、相対的貧困率は平成12年から24年までの12年間で0.8ポイント増加傾向が続きましたが、27年調査では子どもの貧困率は2.4ポイント減少しています。



(出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」)

(2) 18歳未満人口の推移（市）

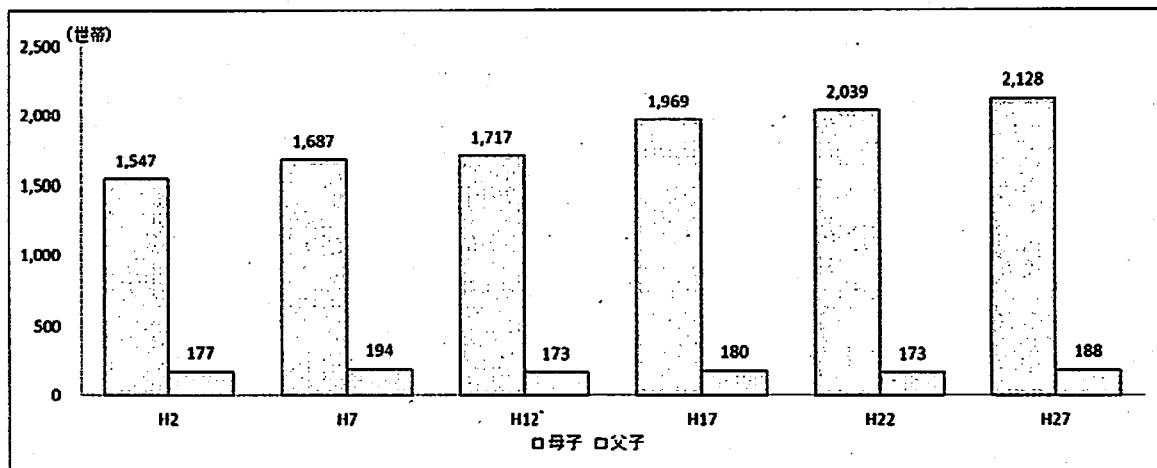
本市の人口は、減少傾向にあり、18歳未満人口も同様に緩やかに減少しています。平成27年から31年の間では、2,589人減少しています。



(出典：盛岡市)

(3) ひとり親世帯数の推移（市）

ひとり親世帯は年々増加しており、平成.7年から27年までの間で441世帯増加しています。ひとり親世帯の多くは母子世帯となっており、父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。



（出典：総務省「国勢調査」）

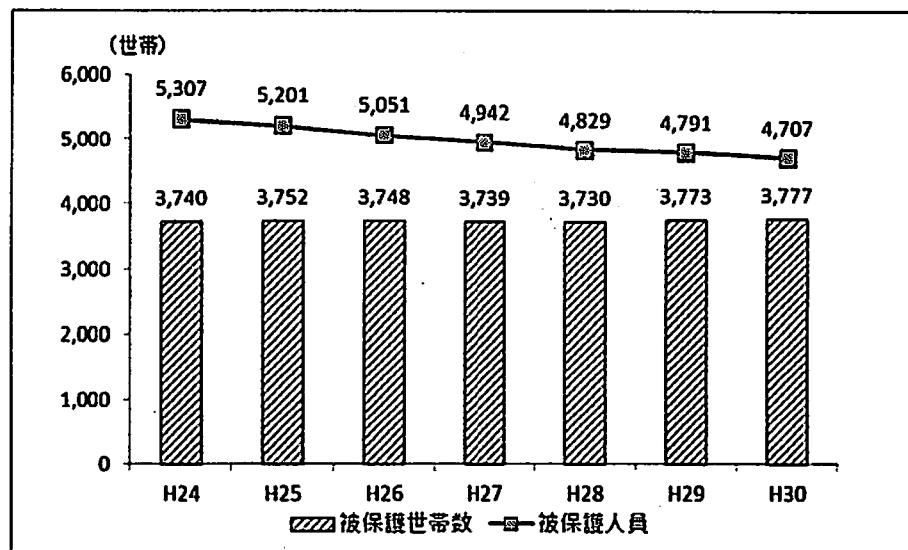
また、国が行った「全国母子世帯等調査」の平成23年度と28年度の比較によれば、ひとり親世帯になった理由として、母子世帯では、「離婚」が最も多いですが、80.8%（H23）から79.5%（H28）と1.3ポイント減少しています。また、同様に「未婚の母」が7.8%から8.7%に上昇しています。

	平成23年度		平成28年度	
	母子	父子	母子	父子
離婚	80.8%	74.3%	79.5%	75.6%
死別	7.5%	16.8%	8.0%	19.0%
未婚	7.8%	1.2%	8.7%	0.5%

（出典：厚生労働省「全国母子世帯等調査」）

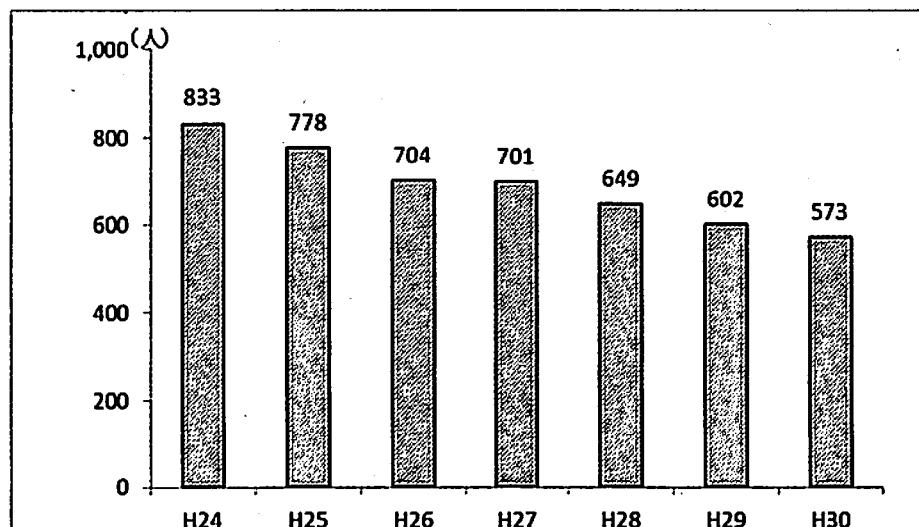
(4) 生活保護受給世帯推移（市）

被保護世帯数は横ばい、被保護人員は減少傾向にあります。



（出典：盛岡市）

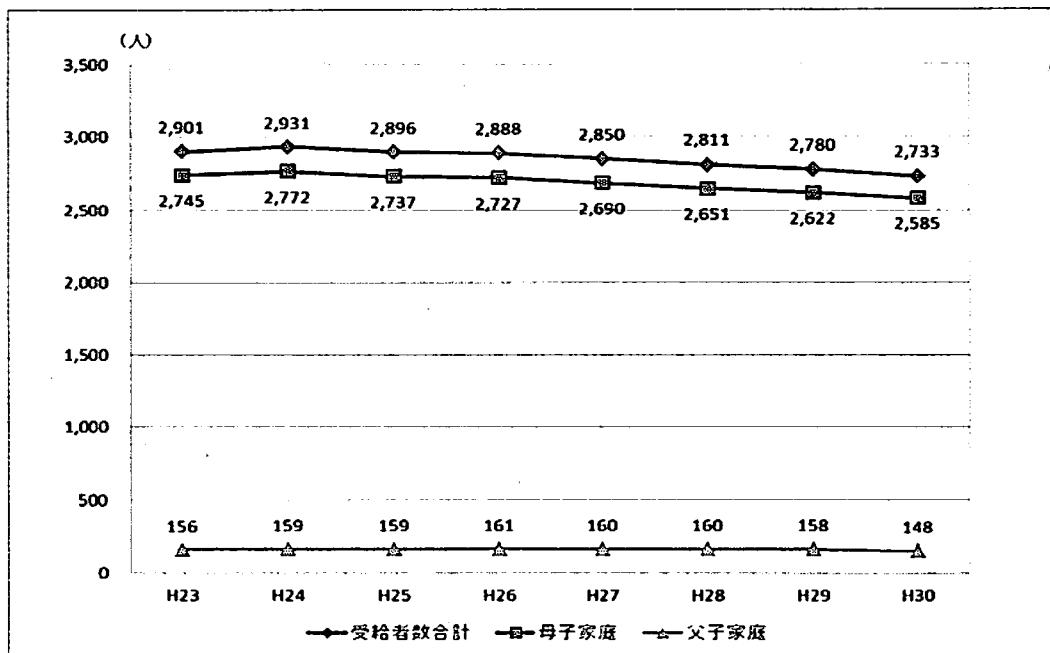
また、生活保護受給世帯における 18 歳未満人数（各年 4 月 1 日現在）は、減少傾向にあります。



（出典：盛岡市）

(5) 児童扶養手当受給者数（市）

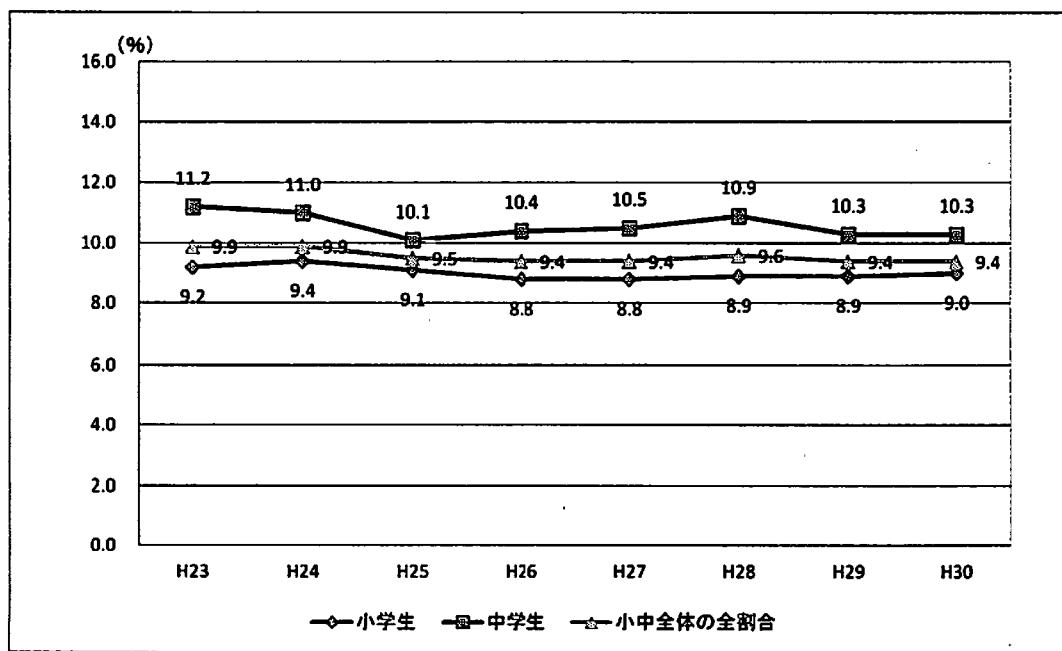
児童扶養手当受給者数は緩やかに減少傾向にあり、平成 30 年受給者数 2,733 人のうち、母子家庭が 2,585 人となっています。父子家庭については、横ばいで推移しています。



(出典：盛岡市)

(6) 就学援助受給率（準要保護）（市）

就学援助受給率は横ばいで推移し、平成 30 年度は小学生で 9.0%，中学生で 10.3%，小中学校全体では児童・生徒数のうち 9.4% が受給しています。



(出典：盛岡市)

2 「岩手県就学援助制度利用世帯等調査結果」における本市の状況

県では、平成30年8月に、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、小学1年生から中学3年生の保護者を対象とした就学援助制度利用世帯等調査を実施しました。

市では、県が実施した調査のデータから、本市分のデータを抽出し、その生活状況等について分析を行いました。

(1) 県の調査の概要

- ①調査名称：就学援助制度利用世帯等調査
- ②調査方法：無記名式、学校配布・学校回収
- ③調査時期：平成30年8月20日調査票一斉配布
- ④調査対象：小学1年から中学3年の就学援助制度利用世帯の保護者
- ⑤本市分として抽出したデータ：1,315人分

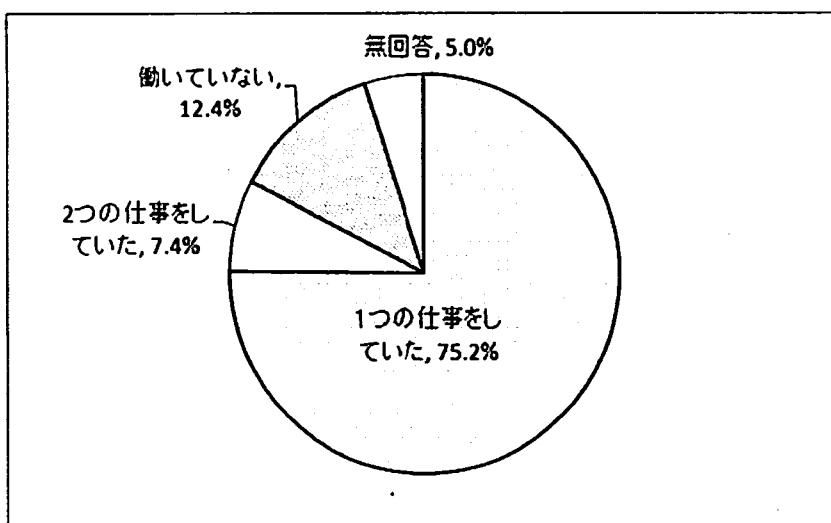
(2) 調査結果（抜粋）

- ①母親の就労率、雇用形態(ひとり親世帯(母子のみ))

ア) 就労率

「1つの仕事をしていた」、「2つ以上の仕事をしていた」割合を合わせると82.6%で、高い割合となっています。

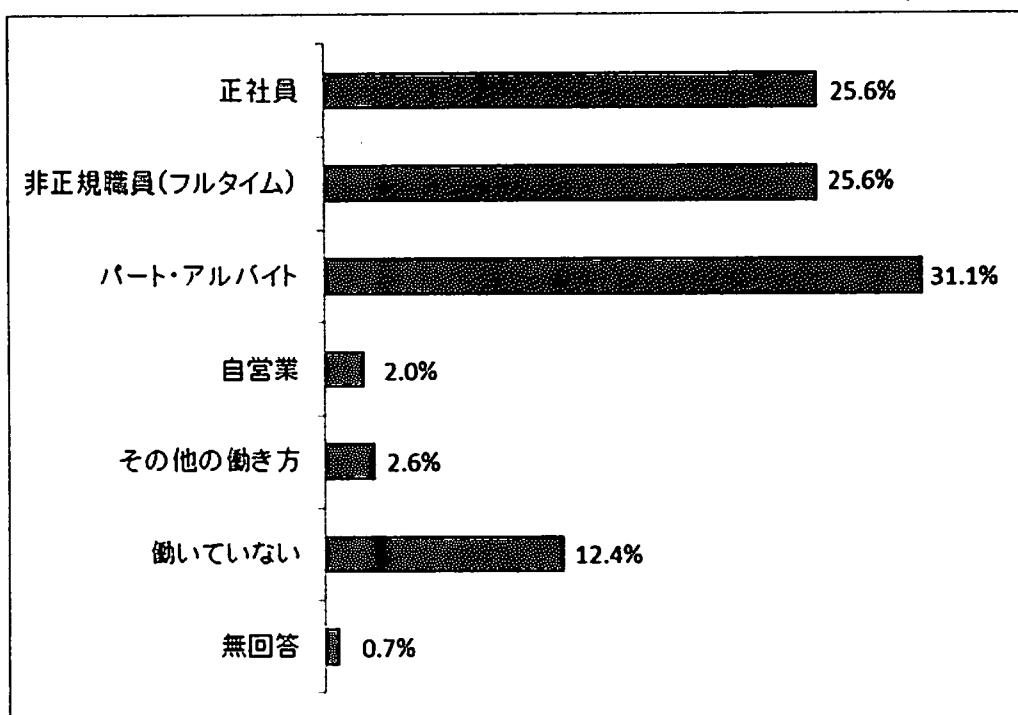
(n= 540)



イ) 主な仕事の雇用形態

就労している母親のうち、主な仕事の雇用形態は非正規雇用が半数以上となっています。

(n= 540)



②経済状況

ア) 病院の受診

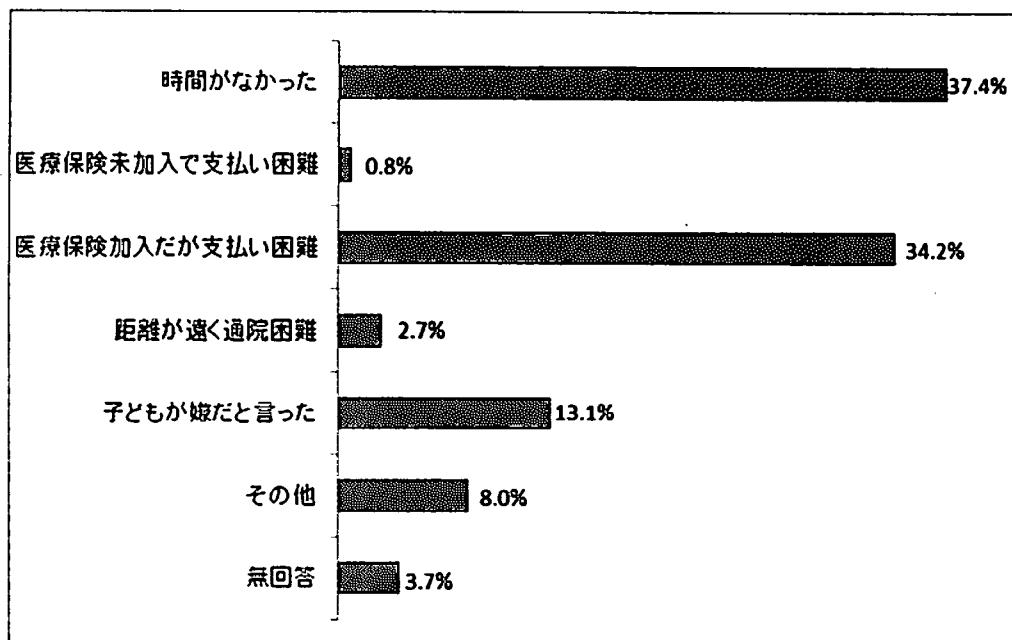
過去 1 年間に医療機関で子どもを受診させたほうが良いと思ったが、実際には受診させなかったことがあると回答した割合は 28.5% となっています。

(n= 1,315)

	あった	なかつた	未回答
割合 (%)	28.5	69.1	2.4

受診しなかった理由は「時間がなかった」が 37.4%，次いで「医療保険に加入しているが支払い困難」が 34.2% となっています。

(n=374)



イ) 食事

おおむね 1 年の間に経済的な理由で最低限の食事を食べることができなかつた経験があった世帯の割合は、4.5% となっています。

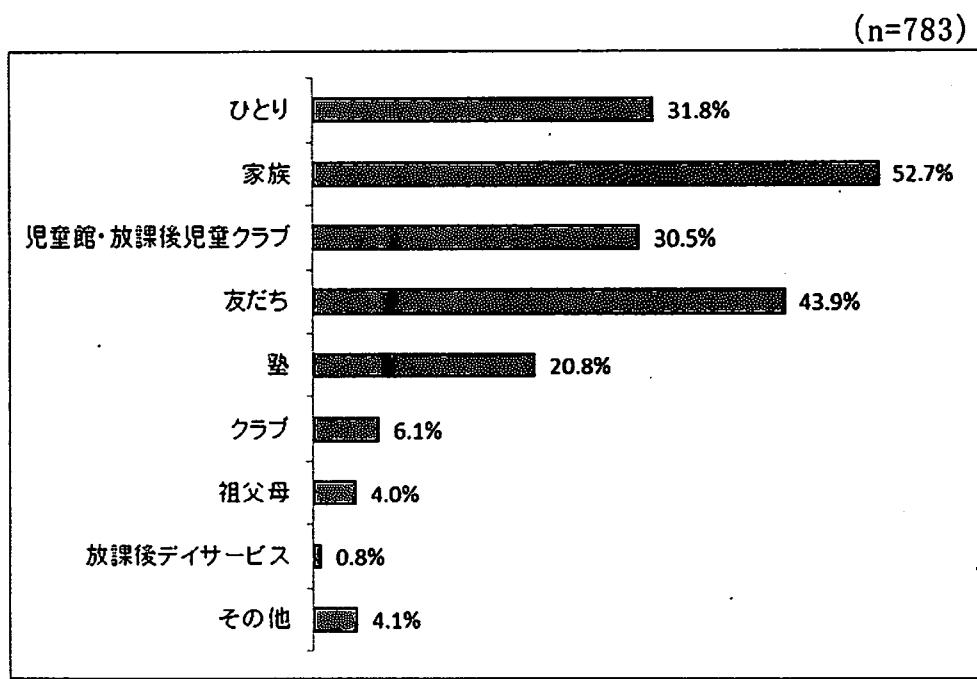
(n=1,315)

	あった	なかつた	未回答
割合 (%)	4.5	95.5	—

③子どもの生活

ア) 子どもの放課後の過ごし方（小学生）

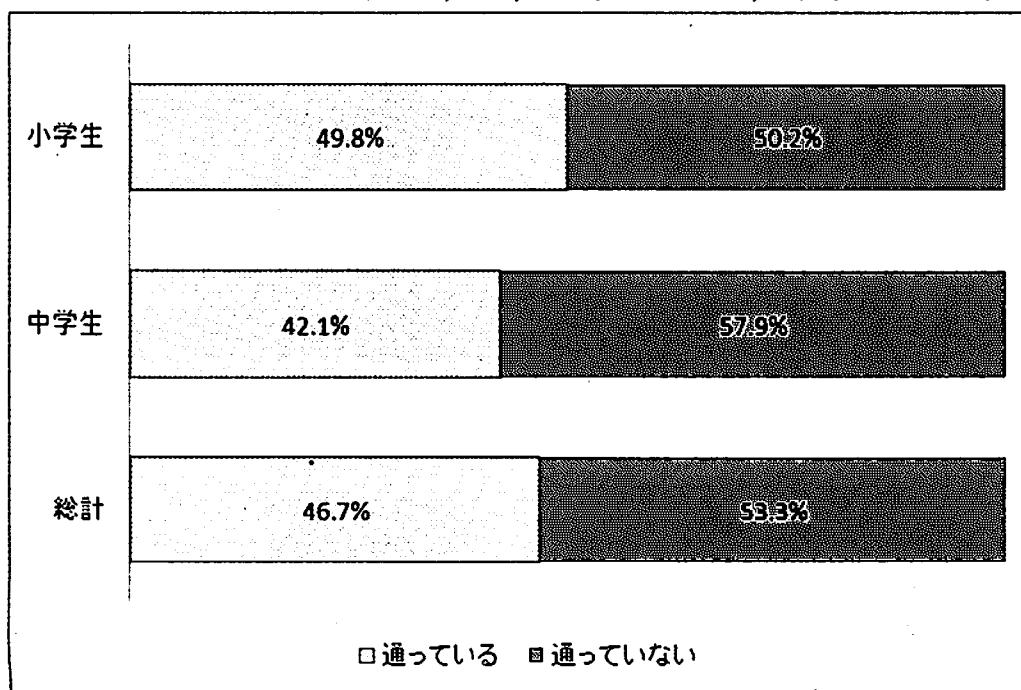
平日の学校が終わった後の過ごし方については、「家族」が 52.7%，「友だち」が 43.9%，「児童館・放課後児童クラブ」が 30.5%，「ひとり」が 31.8%となっています。（複数回答）



イ) 塾や習い事

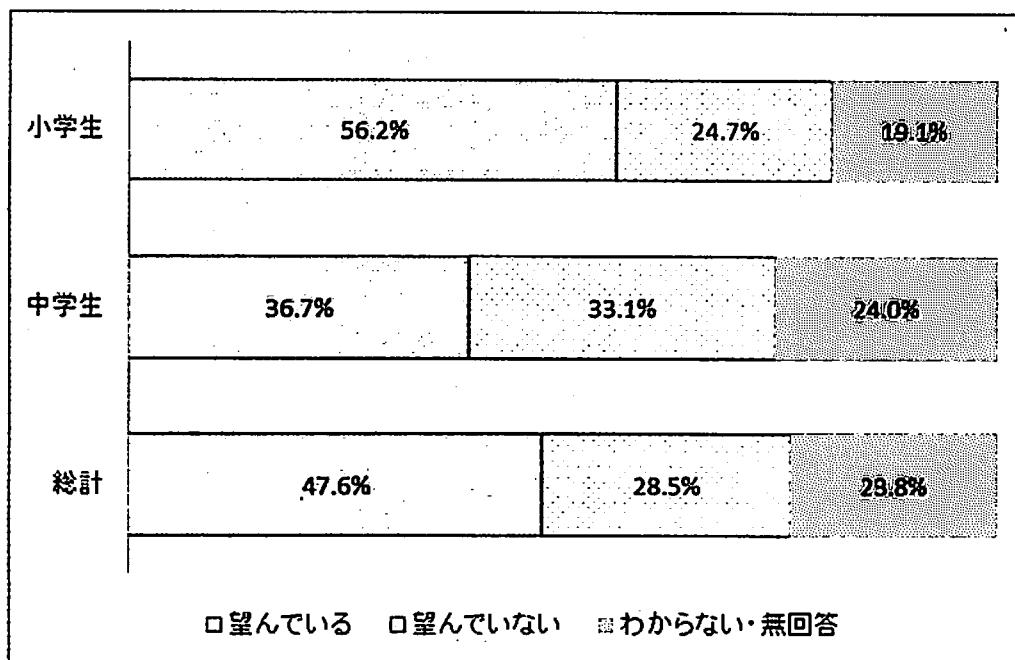
塾や習い事をしていない子どもは小学生・中学生全体で、半数を超える 53.3%となっています。

(n=1,315, 小学生 n=783, 中学生 n=532)



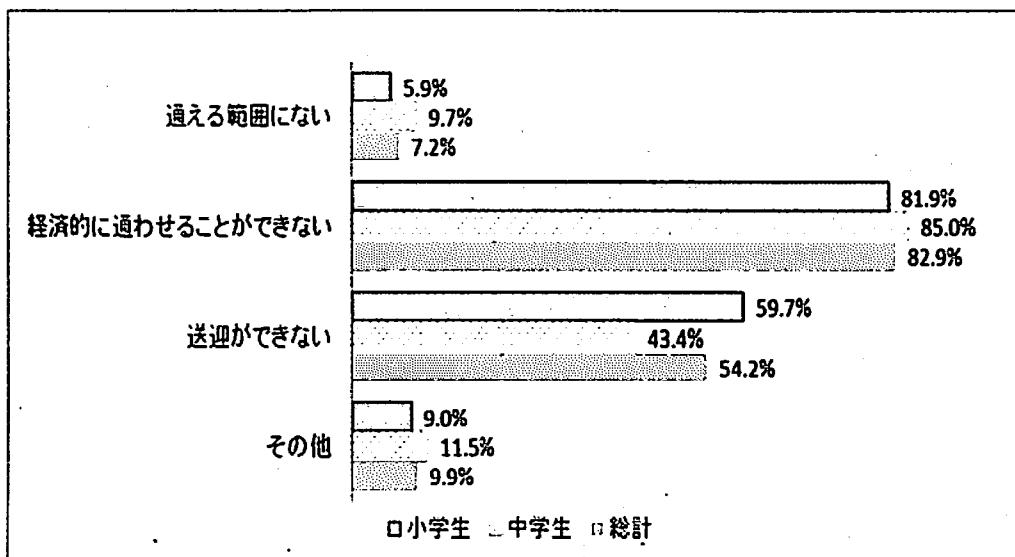
通っていないと回答した家庭のうち、調査対象の子どもが塾や習い事に通いたいと望んでいる割合は、小学生で 56.2% と高くなっています。

(n=701, 小学生 n=393, 中学生 n=308)



子どもが望んでいるにも関わらず通わせることができない理由については、経済的理由によるものが最も多くなっています。（複数回答）

(n=334, 小学生 n=221, 中学生 n=113)

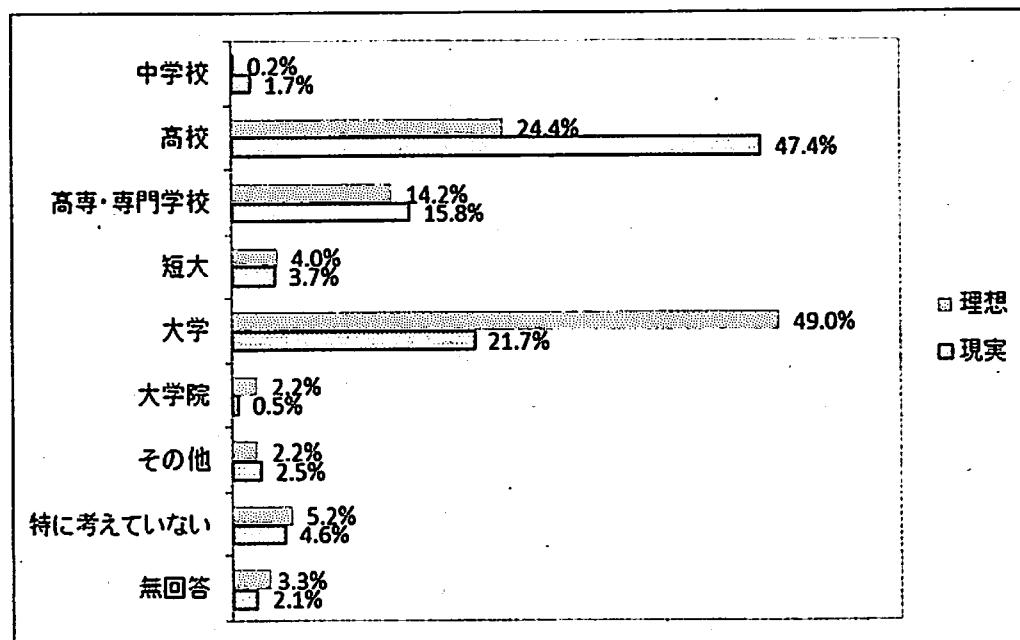


ウ) 子どもの進学について

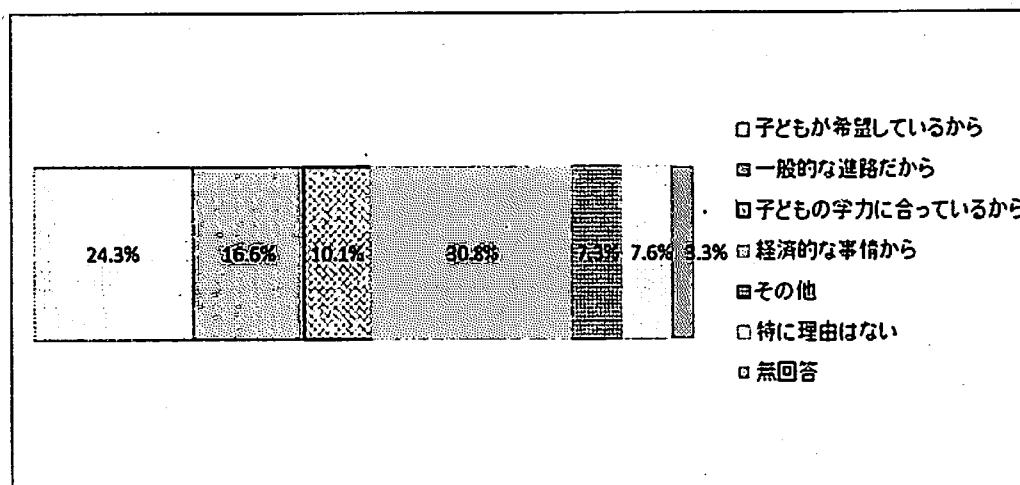
理想では、子どもに大学まで進学してほしいと考えている親の割合は、49.0%と最も高くなっていますが、現実的には高校まで進むと考えている割合が47.4%と最も高くなっています。

その理由として、経済的な事情を挙げている方が30.8%，「子どもが希望しているから」という理由が24.3%となっています。

(n=1,315)



(n=1,315)



④必要な支援やサービス

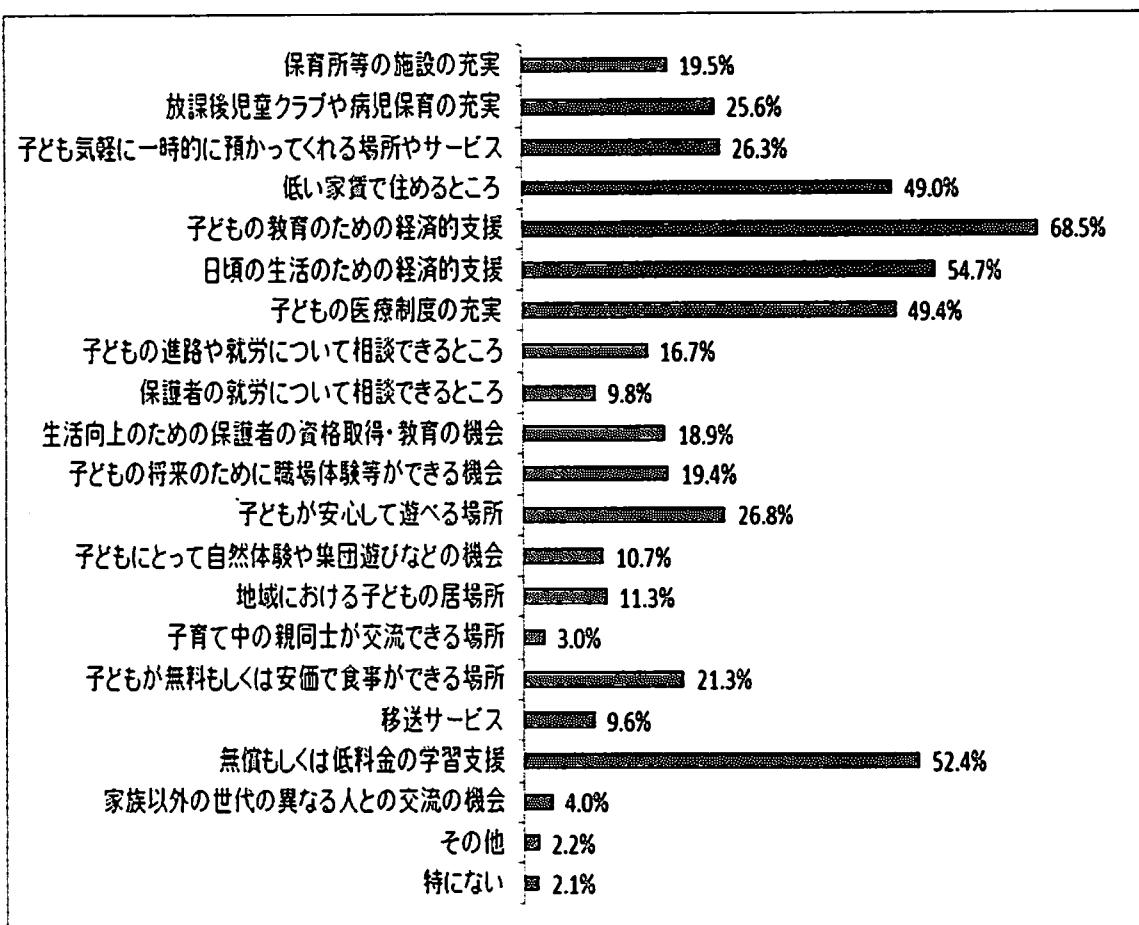
ア) 悩みの相談相手

ほとんどの項目で自分の親や配偶者・パートナーの親、友人・知人や同僚に相談がなされておりますが、お金の相談・家計管理に関する相談では「相談できる人がいない」と回答した割合は 28.2%となっています。
 (複数回答)

	子どものしつけや発達	子どもの健康	自分の仕事	お金の相談 家計管理	人間関係の悩み
自分の親や配偶者・パートナーの親	65.3%	67.7%	47.8%	54.1%	43.4%
きょうだいや親戚	30.2%	28.7%	22.2%	15.8%	22.3%
友人、知人や同僚	45.5%	35.4%	50.4%	11.6%	53.1%
民生員・児童委員	1.1%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%
学校の先生	20.8%	11.6%	0.3%	0.2%	0.5%
放課後児童クラブや児童センターの指導員	4.4%	2.2%	0.1%	0.0%	0.1%
保健センターや市町村などの窓口	2.1%	2.4%	1.0%	1.0%	0.7%
社会福祉協議会・生活困窮者自立相談支援機関	0.7%	0.3%	1.1%	1.6%	0.3%
その他	4.0%	6.0%	4.2%	3.0%	3.4%
相談できる人はいない	6.7%	7.1%	13.5%	28.2%	15.0%

イ) 充実してほしい子育て支援サービス

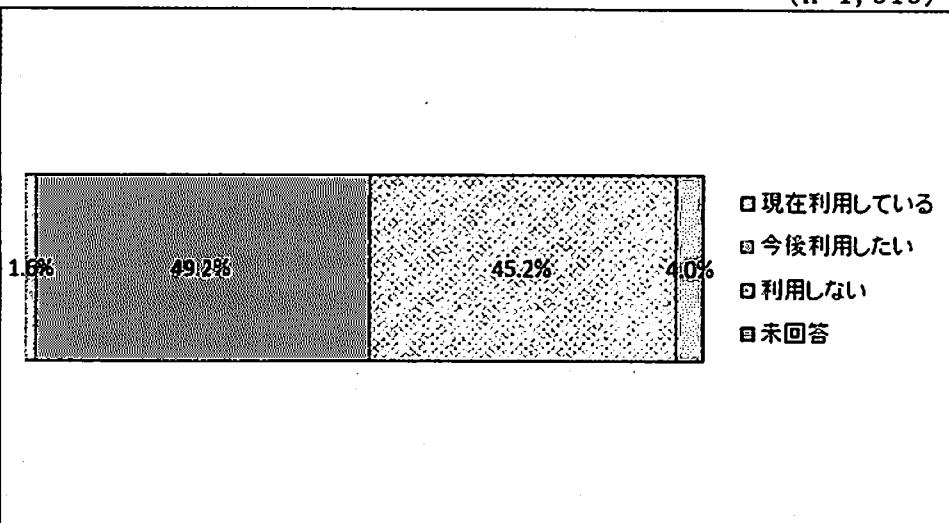
充実してほしい子育て支援サービスとして、子どもの教育のための経済的支援を望んでいる割合が 68.5% と最も高く、次いで日頃の生活のための経済的支援が 54.7%，無償もしくは低料金の学習支援が 52.4% となっています。このことから、子どもの教育に係る経済的な支援はもちろんのこと、生活のための経済的な支援を望んでいることが分かります。（複数回答）



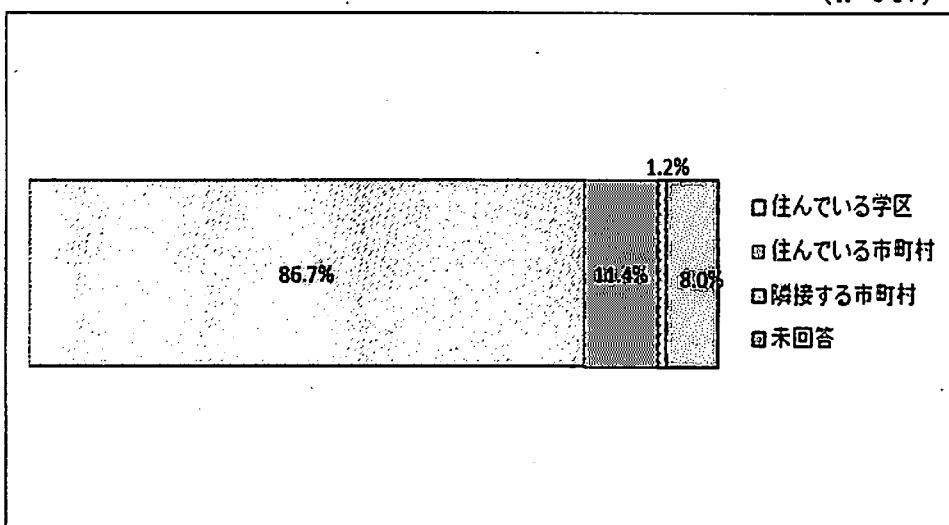
り) 子ども食堂などの居場所について

子ども食堂などの居場所について、「今後利用したい」が 49.2%となつており、今後利用したいと答えた人の多くは、住んでいる学区で週に 1~2 回利用したいと望んでいることが分かります。

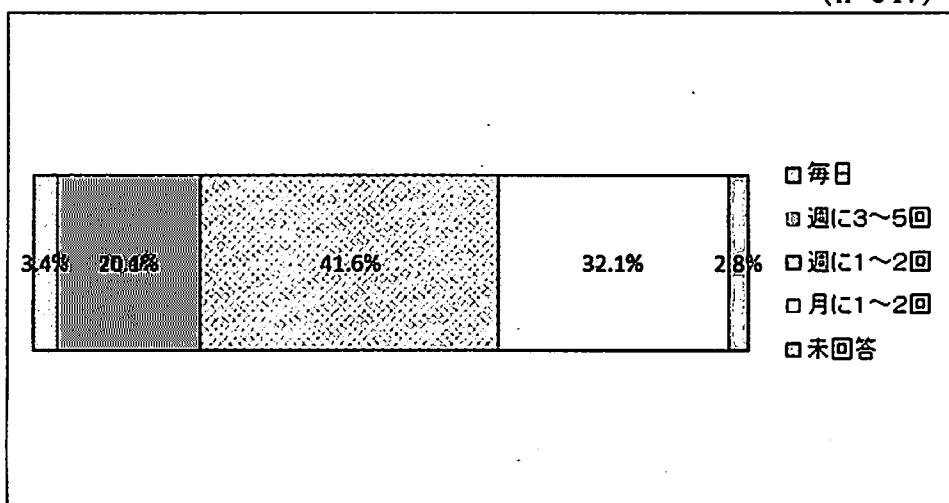
(n=1,315)



(n=647)



(n=647)



(3) 自由記述に関する内容分析

自由記述欄への回答件数は、就学援助制度に関しては 469 件（有効回答数 1,315 件、35.7%），子どもの学習支援や教育に関する支援に関しては 367 件（27.9%），経済支援に関しては 382 件（29.0%）となっています。

自由記述欄の記載内容の傾向や多数意見を把握するため、テキストマイニング³の手法により共起ネットワーク図⁴を作成し、自由記載も参照しながら、次のとおり分析を行いました。

なお、本分析においては、多数意見を把握する観点から、すべての自由記述の文章の中でおおむね 100 回以上使用されている単語を含むネットワークに関して分析を行うものとします。

² 文章データを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す分析方法。

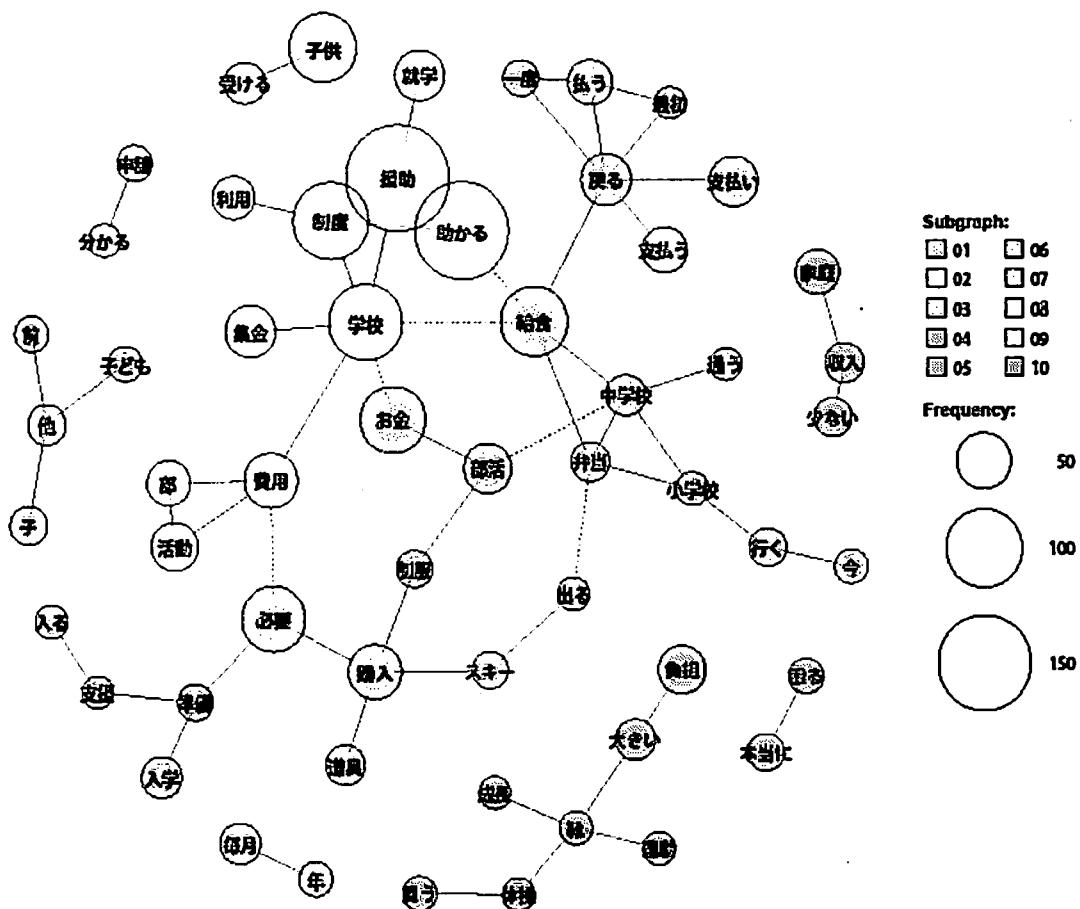
³ テキストマイニングを行ったデータをもとに、文脈の中で語と語のつながりの程度を図示化したもの。円の大きさが語の頻出回数、線の濃さ（実線、破線）が語と語の結びつきの強さを表す。

①就学援助制度について

- ・「援助」「助かる」「制度」「学校」「集金」「就学」「利用」

これらの語のつながりは、「就学援助制度は大変助かっている」や「学校の集金は援助以上にかかっているので援助額を上げて欲しい。他の費用も援助対象として欲しい」など、感謝や要望などの文脈で多く記載されています。

図－1 就学援助制度に関する自由記述の共起ネットワーク

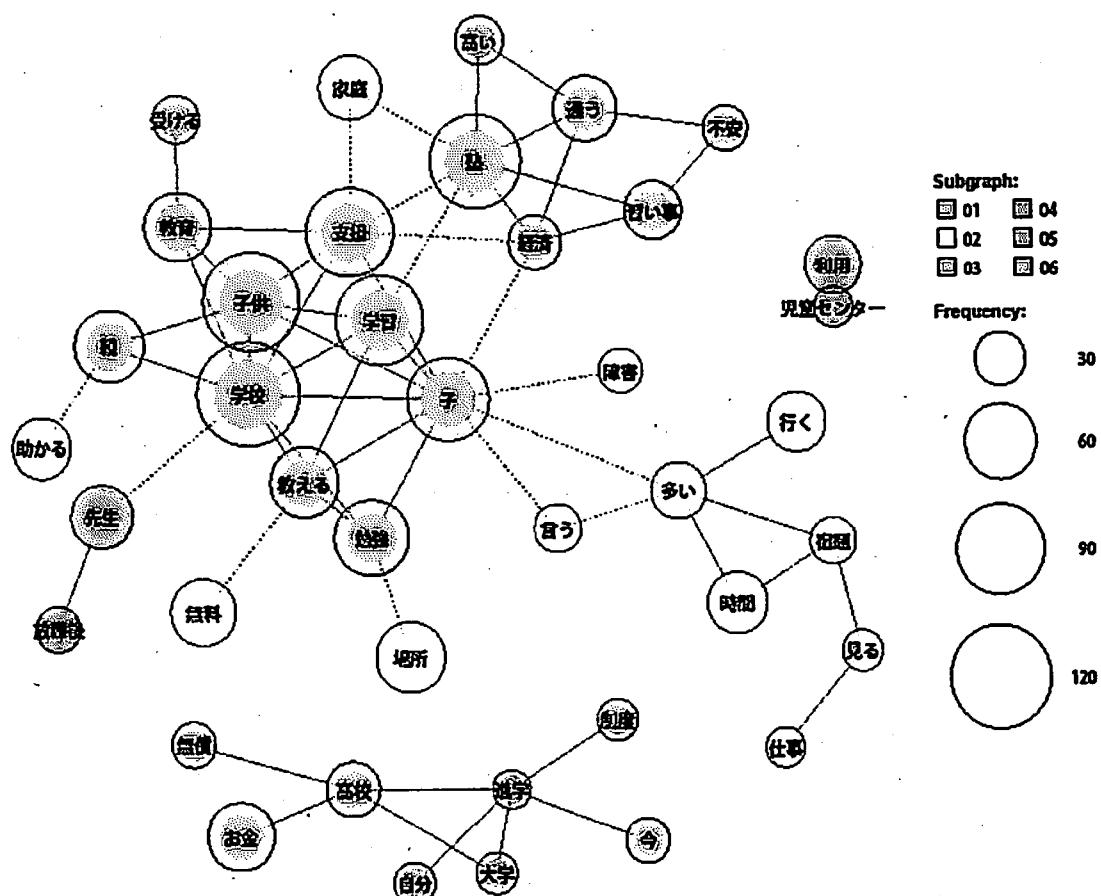


②教育支援について

- ・「学校」「子供」「支援」「学習」「教える」「勉強」「教育」「親」「塾」「習い事」

これらの語のつながりは、「学校以外での教育・学習の支援が欲しい」や「経済的に苦しく学習塾や習い事に通わせられないので支援が欲しい」などの要望の文脈で多く記載されています。

図－2 教育支援に関する自由記述の共起ネットワーク

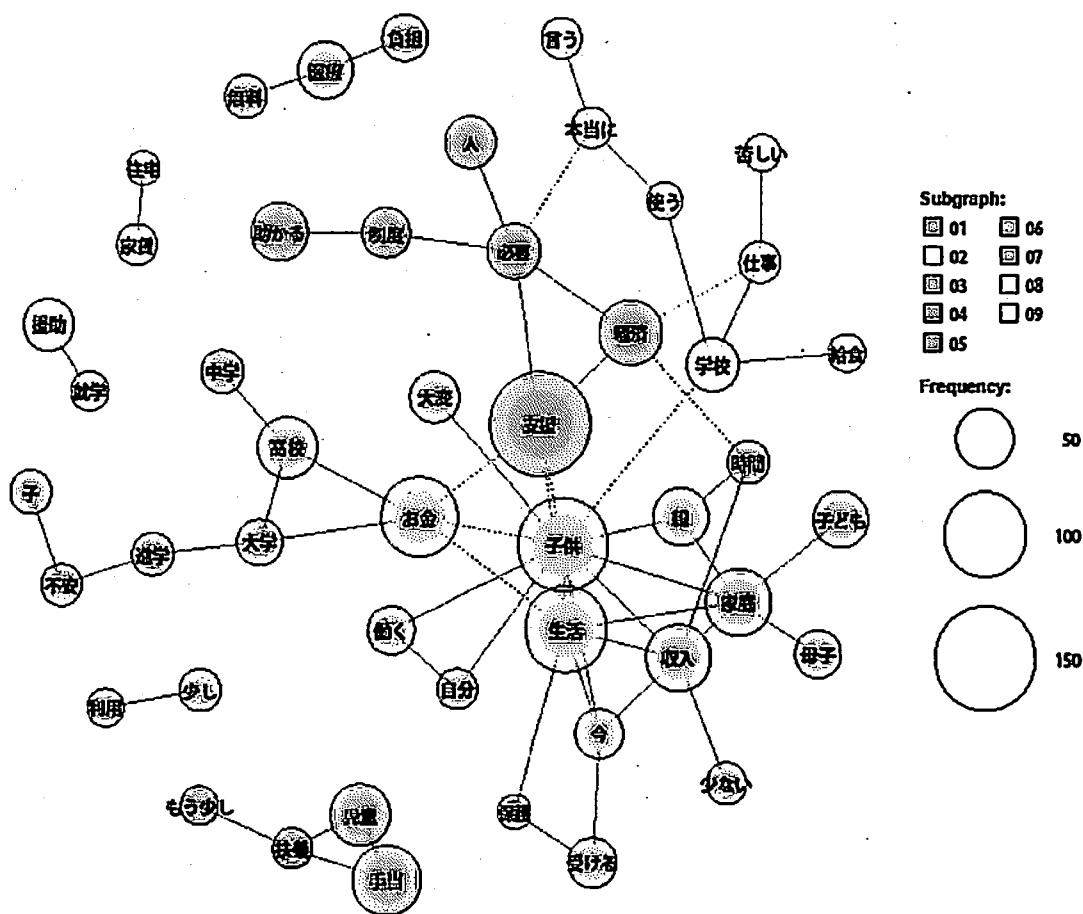


③経済支援について

- ・「支援」「経済」「必要」「制度」「助かる」「人」

これらの語のつながりは、「経済的に苦しい。支援制度がもっと必要。あると助かる」などの要望の文脈で多く記載されています。

図-3 経済的支援に関する自由記述の共起ネットワーク



3 第1期子どもの未来応援プランの成果と課題

盛岡市子どもの未来応援プランは、盛岡市子ども・子育て支援事業計画の基本目標2「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施施策(4)「ひとり親家庭等への支援の充実」の具体的方策のひとつとして策定したものであり、「すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現」を基本目標に掲げ、平成29年度から31(令和元)年度までの3カ年を計画期間としながら、4つのアクションの下で取組を推進してきました。

■アクション1 貧困を解消する

子どもの医療費の給付や就学援助制度によって、子育てにかかる経済的負担を軽減するとともに、親の増収に繋がる資格の取得に対する経費の補助や、親が求職活動を行う際の育児の支援などの取組を推進してきました。

▶ 主な取組実績

(1) 医療費給付事業

これまで、ひとり親家庭や小学生、乳幼児等の医療費の一部給付を実施してきましたが、平成30年度からは給付対象を中学生まで拡大しました。令和元年度からは、乳幼児の医療費が無償化されたほか、小学生の医療費については現物給付方式となり、保護者の経済的負担軽減が図られました。

区分		平成29年度	平成30年度
乳幼児医療費 給付事業	受給者数	15,122人	14,758人
	給付額	400,722,056円	392,660,812円
小学生医療費 給付事業	受給者数	11,757人	12,601人
	給付額	181,948,140円	195,533,573円
中学生医療費 給付事業	受給者数	—	5,822人
	給付額	—	55,131,040円
ひとり親家庭等 医療費給付事業	受給者数	6,410人	6,179人
	給付額	132,907,487円	130,751,369円
合計	受給者数	33,289人	39,360人
	給付額	715,577,683円	774,076,794円

(2) 就学援助事業

経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生に対して、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助してきました。平成 29 年度からは、就学援助費の支給を受けている小学 6 年生の児童がいる家庭を対象に、中学校新入学に要する学用品費について前倒し支給を始めたほか、令和元年度からは中学校におけるクラブ活動費の支給を開始しました。

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の保護者が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣などを行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、平成 29 年度より県から事務の移管を受け、周知の強化に努めたところ、利用者の増加につながりました。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣延べ件数	18 件	171 件	31 件

【課題】

- ・今後についても、必要な方に必要な支援が届くよう、就学援助事業やひとり親家庭等日常生活支援事業の更なる周知に努め、各々の実情に応じた支援をしていく必要があります。
- ・子育てにかかる経済的負担の軽減のためには、放課後児童クラブの利用料の助成や令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化について、着実に実施していく必要があります。
- ・ひとり親等家庭の所得向上につながる新たな就業支援について検討が必要です。

■アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

貧困の長期化は、子どもの教育機会や文化的・社会的な体験の十分な確保を阻害し、持てる力を伸ばせず、自立した社会生活を営むために必要な能力や価値観、社会関係を得られないまま大人になることで、いわゆる「貧困の世代間連鎖」を生じさせてしまうおそれがあることから、学習支援や修学資金の貸付などの取組を重点的に推進してきました。

▶ 主な取組実績

(1) 学習支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、市内3箇所において、学習の場を提供しました。平成30年度は、冬場の送迎支援の実施により、対象者がより参加しやすくなるよう取り組みました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者人数	56人	70人	71人
延べ利用者人数	561人	1,108人	1,112人
開催回数	78回	147回	163回

(2) 就学相談支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による進学や就学継続の支援を行いました。対象者の8割以上の方が就学相談支援事業を利用しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者(対象者数)	226人(270人)	215人(259人)	200人(245人)
参加率(%)	83.7	83.0	81.6
高校進学率(%)	92.6	92.6	100.0

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置するなど、情報発信の充実に努め、母子・父子・寡婦家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行いました。貸付件数や貸付金額については、年度によって異なりますが、貸付理由は、どの年度も修学を目的とする場合が多くなっています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
貸付件数	58 件	36 件	38 件	29 件	44 件
貸付金額	35,823 千円	19,951 千円	16,153 千円	12,588 千円	19,095 千円
貸付理由 (件数)	修学等 51 就学支度 3 生活等 4	修学等 30 就学支度 4 生活等 2	修学等 29 就学支度 7 生活等 2	修学等 24 就学支度 5 生活等 0	修学等 31 就学支度 12 生活等 1

(4) 子ども食堂の支援

「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供とともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの場にもなっています。

市では、平成 28 年度から子ども未来基金を活用し、「子ども食堂」の取組に対して、これまで延べ 8 団体に支援を行ってきたほか、県の子どもの居場所ネットワークと連携しながら、市内で活動する子ども食堂の団体に対して、情報発信・情報提供などの支援を行ってきました。現在、子ども食堂の開設箇所数は 12 箇所となっています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
開設箇所数※ (新規)	5	8 (3)	11 (3)	12 (1)

※開設箇所数は累計

【課題】

- ・ 学習支援事業について、学習支援事業対象者(就学援助世帯等)数の 1 割程度の参加であるため、継続した周知を行っていく必要があります。
- ・ 子ども食堂の取組が各地域に広がっていくよう、子ども未来基金を活用するなどして、継続した支援を行っていく必要があります。

■アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

貧困をめぐっては、その原因に離婚やドメスティック・バイオレンス、借金などがある場合があり、また、貧困に由来して、児童虐待や少年の非行を招いてしまう場合があることから、貧困の解消・克服には、諸課題を併せて解決していく必要があります。そのため、教育、家庭、借金などの各課題への相談対応のほか、児童虐待防止の取組などを推進してきました。

△ 主な取組実績

(1) 児童養育支援活動事業

児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応を図るために、国・県の関係機関や、警察、学校、医療、福祉等の関係団体で構成する盛岡市要保護児童対策地域協議会を設置し、平成29年度には本協議会の運営担当部署に専門職を配置して、運営体制を強化しました。

個別の要保護児童の具体的な支援内容等を検討する「ケース検討会議」や、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討を行う「代表者会議」などを通じ、関係機関との連携を強化できたことで、要保護児童以外の相談についても円滑な連携を図ることができました。

(2) 子ども家庭総合支援センター事業

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査等を行う拠点として、

「子ども家庭総合支援センター」を平成30年度に設置しました。相談受理件数はセンター開設前の平成29年度の190件から、30年度には463件と大幅に増加しました。

(3) 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行いました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規相談件数	706件	440件	390件
うち子どものいる世帯	31世帯	19世帯	5世帯

(4) ひとり親相談〔充実〕

児童扶養手当現況届の受付会場に出張ハローワーク相談窓口を設置したほか、平成29年度からは、市社会福祉協議会及びくらしの相談支援室等と連携して学費や親の資格取得等に関する相談窓口を開設するなど、関係機関と協力し、相談体制の充実に努めました。相談窓口を利用した方の満足度はおおむね高い結果となっています。

	平成29年度	平成30年度
児童扶養手当現況届受付人数（保健所会場）	1,653人	1,671人
相談窓口利用者数	95人	136人

【課題】

- ・児童養育支援活動事業については、児童虐待の相談件数が増加していることから、経済的に困窮している家庭の要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への支援の拡充を図る必要があります。
- ・子ども家庭総合支援センターにおいては、相談受理件数が大幅に増加しており、相談支援の質的担保や虐待発生予防に向けた地域づくりが課題となっていることから、職員の支援技術の向上や職員体制の充実により、虐待対応・防止対策を強化する必要があります。

■アクション4 早期に把握し、適切に支援につなぐ

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、貧困状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあることから、地域・関係機関との連携や、子育て中の世帯への訪問支援の取組を重点的に推進してきました。

▶ 主な取組実績

(1) 子ども支援プロジェクト

NPO 法人フードバンク岩手が行う食糧支援の活動（フードバンク）に、市社会福祉協議会及び市民生児童委員連絡協議会と共に協力し、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関に紹介する「子ども支援プロジェクト」に取り組んできました。

毎回、200 を超える子どものいる世帯に対して、10kg 前後の食料品を発送することができており、相談機関へつながった世帯数も増えています。

年度	期間	申請書 配布世帯数	申請件数	食糧発送重量	相談機関へ つないだ世 帯数
H29	夏休み	373 世帯	173 件	約 8.3kg	21 世帯
	冬休み	504 世帯	213 件	約 9.8kg	17 世帯
H30	夏休み	525 世帯	235 件	約 10.6kg	27 世帯
	冬休み	589 世帯	269 件	約 9.8kg	28 世帯

(2) 子ども・子育て支援事業補助金

市民・団体等が行う子ども・子育て支援の取組に対して補助を行う「盛岡市子ども未来基金」において、子どもの居場所づくりに関する取組や子どもの貧困対策に資する事業を推進部門と位置付け、補助率及び補助上限額を高く設定し、市民・団体等が地域において、子どもの貧困対策に主体的に取り組むことを促進してきました。

	平成 31 年度
推進部門の取組内容	子どもの居場所づくり（手作り・体験教室、学習支援等）3 団体、子ども食堂 2 团体

(3) 関係機関の資質向上

職員の資質向上などの取組については、要保護児童対策地域協議会において児童福祉関係機関の職員を対象とした児童虐待防止等に関する研修会を年1回開催したほか、子どもと保護者に日常的に接する機会の多い放課後児童クラブの支援員に対する研修会を実施しました。

また、令和元年度は子ども未来基金を助成している団体と共に、発達面の困難さや課題をもつ子どもに対する親支援の充実を目的とした「ふれあいペアレントプログラム講演会」を実施しました。

(4) 子ども食堂の支援（再掲）

「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供とともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの場にもなっています。

市では、平成28年度から子ども未来基金を活用し、「子ども食堂」の取組に対して、これまで延べ8団体に支援を行ってきたほか、県の子どもの居場所ネットワークと連携しながら、市内で活動する子ども食堂の団体に対して、情報発信・情報提供などの支援を行ってきました。現在、子ども食堂の開設箇所数は12箇所となっています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
開設箇所数※ (新規)	5	8(3)	11(3)	12(1)

※開設箇所数は累計

【課題】

- ・子ども食堂の取組や子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりなど、着実に活動は広がりを見せていくが、支援が届かない、又は支援が届きにくい子ども・家庭への支援につながるよう、今後も社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく必要があります。

■ 全体を通しての課題について

本市は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会の確保に努め、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。学習支援事業の拡充による利用者数の増加、生活保護世帯の進学率の向上、ひとり親家庭への相談体制の充実や子ども食堂などの民間団体の取組の増加など、この3年間で計画に基づく取組は着実に広がりを見せてています。

しかしながら、平成30年度に岩手県が実施した子どもの生活実態調査結果では、子どもの教育や日常生活に係る経済的支援、無償もしくは低料金の学習支援、低廉な家賃で住める住宅などの経済的な支援を望んでいる割合が高くなっています。子育てにかかる経済的負担の更なる軽減を図っていく必要があります。

また、困窮状態に陥っている家庭は社会的に孤立していることが少なくないため、必要な支援が届かない、または支援が届きにくいといった状況が見られることから、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和2年度以降においても引き続き子どもの貧困対策を計画的・総合的に進めていく必要があると認められることから、「盛岡市子どもの未来応援プラン」の基本目標、基本的な視点を引き継ぎながら、4つのアクションに掲げる各般の取組を推進していくとともに、取組の充実を図っていく必要があります。

4 本市の子どもの貧困対策に係る取組状況と国の政策動向

(1) 本市の取組状況

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（平成 17 年度から 26 年度）

未婚化・晩婚化、核家族化の進行や育児不安の高まりなどに対応し、男女がともに夢を持ち、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを総合的に推進するために策定した「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」では、「ひとり親家庭の自立支援の推進」を実施施策に掲げ、相談事業や就業支援の充実などに努めました。

盛岡市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期及び第 2 期／平成 27 年度から令和 6 年度）

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度のスタートを受けて、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するために策定した盛岡市子ども・子育て支援事業計画では、「ひとり親家庭等への支援の充実」を実施施策に掲げ、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画で取り組んだひとり親家庭の自立支援に加え、主な取組に「子どもの貧困の防止」を掲げています。

具体的な取組として、生活に困窮している子どもに対し、生活困窮者自立支援事業に基づく、就学支援相談員による進学・就学支援や、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、市内 3箇所において学習の場を提供する「学習支援事業」を実施しています。平成 30 年度は 71 名が参加しています。

成果指標		現状値	R6 年度目標値
児童扶養手当現況届出時の相談体制の満足度	↑	70.2% ※H30 年度実績	80.6%

※この成果指標は、第 2 期盛岡市子ども・子育て支援事業計画における成果指標「児童扶養手当現況届出時の相談体制の満足度」と同じものです。

【参考】学習支援事業「学びの広場“TOMO”」参加者アンケート

- ・実施時期 令和元年 11月
- ・対象 令和元年度に 1か月以上継続して参加している生徒 80人
- ・回答者 53人（回答率 66.3%）

問1. 参加前より、将来について
考えるようになった。

	人数 (人)	割合 (%)
とてもそう思う	22	41.5
少しそう思う	21	39.6
あまりそう思わない	4	7.5
全くそう思わない	3	5.7
無回答	3	5.7
合計	53	100.0

問2. 参加前より、学校の成績が
上がった。

	人数 (人)	割合 (%)
はい	37	69.8
いいえ	12	22.6
無回答	4	7.5
合計	53	99.9

問3. 参加前より、勉強がわかる
ようになった。

	人数 (人)	割合 (%)
とてもそう思う	23	43.4
少しそう思う	23	43.4
あまりそう思わない	4	7.5
全くそう思わない	0	0.0
無回答	3	5.7
合計	53	100.0

問4. 参加前より、学校が楽しく
なった。

	人数 (人)	割合 (%)
とてもそう思う	23	43.4
少しそう思う	10	18.9
あまりそう思わない	10	18.9
全くそう思わない	6	11.3
無回答	4	7.5
合計	53	100.0

※割合は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100パーセントとならない場合があります。

盛岡市子ども・若者育成支援計画（平成27年度から令和6年度）

ニート⁵やひきこもり⁶、いじめ、不登校、児童虐待など、社会生活を営む上での困難を抱えた子ども・若者が増えていることに対応し、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するために策定した「盛岡市子ども・若者育成支援計画」では、「子どもの貧困問題への対応」を取組項目の一つに掲げ、就学援助の促進や、世代を超えた貧困の連鎖の防止に取り組むこととしています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、自立相談支援事業として「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、収入や仕事のことなど、生活上の問題・悩みの相談に応じ、必要により自立に向けたプランを作成するなど、継続的な支援を行っています。

新規相談件数は、平成30年度は390件に及んでいます。

成果指標		H25 現状値	R6 目標値
子ども・若者に関する相談回数（少年相談、青少年相談）	↑	27回	240回

（2）国の政策動向

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給等の支援を目的として、平成25年12月に成立し、平成27年4月に施行されました。

○必須事業

- ・就労その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプランの作成等を実施する自立相談支援事業を実施する。
- ・離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給する。

⁵ Not in Education, Employment or Training の略。英国で生まれた言葉で「教育を受けておらず、働いていない」、そして、職業訓練も受けていない人という意味だが、厚生労働省の定義では、「総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者」としている。

⁶ 様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での外遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す。

○任意事業

- ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・家計の状況を適切に把握し、生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための支援や、貸付のあっせん等を行う「家計改善支援事業」
- ・生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮家庭の子どもへの「子ども学習・生活支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 25 年 6 月に成立し、26 年 1 月に施行されました。

この法律には、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、関係機関の連携のもと推し進めいくことが基本理念として定められています。

また、令和元年 6 月に改正され、子どもの貧困対策に関する計画の策定が市区町村の努力義務とされました。

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月策定）

国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。

この大綱には、子供の貧困対策に関する基本的な方針が定められています。

【子供の貧困対策に関する基本的な方針】

○分野横断的な基本方針

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

○分野ごとの基本方針

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子どもの未来応援国民運動

「子供の貧困対策に関する大綱」において、子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要があると定めています。国の呼びかけにより平成27年4月に子供の未来国民運動発起人集会が開催され、同年10月から「子供の未来応援国民運動」を展開しています。

本市では、子供の貧困に関する問題に取り組むため、平成31年2月に内閣府主催、県と本市共催で「子どもの貧困対策 マッチング・フォーラム」を開催し、企業と支援団体等とのマッチングを推進しました。

「子供の未来応援国民運動」では、次の取組が行われています。

- ・各種支援情報を集約し、地域別や支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備。
- ・支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成。
- ・企業や個人等からの寄付金等を「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを地域の支援スタッフが提供する「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」の展開。

基本目標

すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現

子どもの健やかな成長を社会全体で見守り、一人ひとりの子どもが、多くの大人との交流を通じて、豊かな経験を積み、自立心を養い、自分の将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現をめざします。

基本的な視点

視点1 子どもと親に寄り添った支援

「子どもの貧困対策」は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを主眼とするのですが、そのためには、教育機会の確保や、多様な大人との出会いの場の創出など、子どもに対する支援と併せ、疲労困憊し、自尊感情が低下した状態にある親に対しても支援を行っていく必要があります。

困窮に陥った原因や、自立を阻害する要因はさまざまであり、それぞれの世帯が抱える事情や望む人生設計に寄り添って支援を行います。

視点2 確実に届く支援

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、困窮状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあります。

支援を必要としている方に確実に支援が届くよう関係機関との連携の下、問題が深刻化する前に把握に努めるとともに、当事者の心理的抵抗感を取り除くため、既存の事業・取組における情報提供や手続きの方法などについて、可能な限り見直します。

視点3 関係機関・民間団体・地域との連携

困窮の長期化・常態化は、日常生活、教育、医療など、あらゆる場面にその影響が現れることから、こうした関係機関や地域と連携しながら、深刻化する前に課題を把握し、切れ目なく支援をしていく必要があります。

また、子ども食堂や学習支援など、地域・民間レベルでの取組が活発化していることから、こうした動きも捉えながら、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく機運の醸成に努めます。

4つのアクション

アクション1 貧困を解消する

貧困の状態が長く続くことで、生活に最低限必要な衣食住が不足してしまうことのみならず、教育機会や、文化的・社会的な経験が十分に得られなくなり、子どもの将来の可能性を狭めてしまうことが懸念されます。また、親の精神的余裕が失われることで、健全な親子関係の構築にも影響を及ぼすおそれがあります。

アクション1「貧困を解消する」では、子どもの医療費の給付、就学援助制度、幼児教育・保育の無償化や放課後児童クラブの利用料助成などによって、子育てにかかる経済的負担を軽減するとともに、親の増収に繋がる資格の取得に対する経費の補助や、親が求職活動を行う際の育児の支援などの取組を推進します。

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

貧困の長期化は、子どもの教育機会や文化的・社会的な体験の十分な確保を阻害し、持てる力を伸ばせず、自立した社会生活を営むために必要な能力や価値観、社会関係を得られないまま大人になることで、いわゆる「貧困の世代間連鎖」を生じさせてしまうおそれがあります。

アクション2「貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする」では、学習支援や修学資金の貸付などの取組を、貧困の世代間連鎖を防止する観点から重点的に推進します。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

貧困をめぐっては、その原因に離婚やドメスティック・バイオレンス、借金などがある場合があり、また、貧困に由来して、児童虐待や少年の非行を招いてしまう場合があることから、貧困の解消・克服には、諸課題を併せて解決していく必要があります。

アクション3「貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する」では、教育、家庭、借金など各課題への相談対応のほか、児童虐待防止などの取組を強化します。

アクション4 適切に支援につなぐ

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、貧困状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあります。

アクション4「適切に支援につなぐ」は、アクション1～3すべての事業に効果が及ぶものであることを踏まえ、地域・関係機関との連携や、妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に努めます。

取組の方向性

- 子育ての経済的負担を軽減するため、医療・生活・教育・保育の各分野で給付や減免などに加え、幼児教育・保育の無償化、放課後児童クラブの利用料の助成を行います。
- ひとり親等が就職に有利な資格を取得するための修業等に当たっての経済的負担を軽減するほか、ひとり親家庭等の所得向上につながる在宅就業支援に係る取組について、実施に向けた検討を進めます。
- 一人ひとりの事情や経験に応じて、きめ細やかに就業相談に応じるとともに、親が求職活動を行う際の育児の支援などを行います。

▶ 主な取組

(1) 保育料の軽減【新規】

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。

(2) 放課後児童クラブ利用料の軽減【新規】

経済的な理由により、放課後児童クラブへの入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助することにより、経済的負担を軽減します。

(3) 医療費給付事業【充実】

妊産婦、乳幼児、小学生及び中学生の医療費の一部を給付し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、健康保持と福祉の増進を図ります。

「現物給付方式」の導入については、妊産婦及び乳幼児（平成28年8月開始）、小学生（令和元年8月開始）の実績を踏まえ、県及び県内市町村と連携して、中学生の現物給付の実施に向けた取組を進めます。

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭等が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣などを行います。

(5) ひとり親等の在宅就業支援事業〔新規〕

ひとり親世帯の親を対象に、在宅でできるテレワークに係るセミナーの開催や、テレワークに必要な知識・スキルの研修等の実施を検討します。

(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〔新規〕

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行います。

事業名の末尾の〔 〕の表記は、次のとおりです。

〔新規〕 このプランの計画策定中に、実施を予定している又は、実施の検討を行うもの

〔拡充〕 事業の対象や規模の拡大、追加を行うもの

〔充実〕 既存事業の手法の見直しによりサービスを向上させるもの

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

取組の方向性

- 貧困の状態にあっても、十分な学習機会や豊かな経験が得られるよう学習支援や、修学資金の貸付などに取り組みます。
- 子どもが、職業や将来の自立に向けた具体的なイメージを持つことができるよう、子ども未来基金により、市民・団体等の子育て支援活動の活性化などを通じて、子どもと多様な大人との出会いの機会の創出を支援します。

▶ 主な取組

(1) 学習支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、市内3箇所において、学習の場を提供します。

無料の送迎支援の実施により、通所の利便性向上を図り、対象者が参加しやすくなるよう取り組みます。

(2) 就学相談支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を行います。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行います。

また、児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置するなど、必要とする世帯に確実に支援が届くよう、相談体制の充実に努めます。

(4) 子ども食堂の支援

NPO法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。

県が実施している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携を図りながら、「子ども食堂」を実施している団体又は、開設の意向のある団体などに対し、「子ども食堂」についての情報発信・情報提供などを行い、必要な方に支援が届くよう努めます。

また、中央卸売市場と連携した食材提供を通じて、子ども食堂の運営を支援します。

(5) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〔新規〕（再掲）

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行います。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

取組の方向性

- 児童虐待・非行・ドメスティックバイオレンス・借金など貧困にまつわる相談に、きめ細やかに対応します。
- 子ども家庭総合支援センターにおいて、職員の支援技術の向上と職員体制の充実により、虐待対応・防止対策の強化を図ります。
- 養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問したり、家事援助サービスを提供することにより、子育てに関する悩みの解決の手助けや家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努めます。

主な取組

(1) 子ども家庭総合支援センター事業【充実】

子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行なうため、盛岡市要保護児童対策地域協議会や岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上に努めます。

また、対応している相談ケースが複雑・困難化してきていることから、職員体制の強化に努めます。

(2) 養育支援訪問（家事援助）事業【拡充】

要保護、要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して、家事援助サービスを提供することにより、家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努めます。

また、本事業については、令和元年度において、地域を限定して実施していますが、令和2年度以降順次、実施地域の拡大を図ります。

(3) 養育支援訪問（専門的相談援助）事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをします。

(4) 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。

また、関係機関と連携のもと更なる周知を行い、潜在する生活困窮者の把握と支援に努めます。

取組の方向性

- 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援センター、保育所、学校、児童センター・児童館や放課後児童クラブなど、子ども及びその世帯に身近であり、直接、接する機会のある関係機関と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目なく、貧困にまつわる諸課題が深刻化する前の早期把握に努めます。
- 子ども食堂や、子育てサロンなど地域レベルの子育て支援の取組が活発になるよう必要な支援を行い、支援が届かない、又は支援が届きにくい子ども・家庭への支援につながるよう、地域に支援者や理解者が増える取組を推進します。

▶ 主な取組

(1) 子ども未来ステーション

子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行う「子ども家庭総合支援センター」と妊産婦などに対して支援を行う「子育て世代包括支援センター」を子ども未来ステーションとして、包括的な相談支援を行うワンストップ拠点に位置づけ、妊娠・出産期から、就学期までの切れ目のない支援を行います。

(2) 子ども・子育て支援事業補助金

市民・団体等が主体的に取り組む子ども・子育て支援の活動に対し補助を行う「盛岡市子ども未来基金」において、子どもの居場所づくりや子どもの貧困対策に資する事業に関する取組に対しては、補助率及び補助上限額を高く設定し、より多くの団体が子どもの貧困対策に資する活動に取り組むことができるよう支援します。

また、より活用しやすい補助制度となるよう、補助を受けている団体から意見を聴きながら、制度の充実に努めます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するなど、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問します。

(4) 子ども応援プロジェクト【拡充】

NPO 法人フードバンク岩手が行う食糧支援の活動（フードバンク）に、市社会福祉協議会及び市民生児童委員連絡協議会と共に協力し、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関に紹介するなど、必要な対応を図ります。

また、一部の小中学校の協力を得て、対象世帯の早期把握の体制の充実を図るために実施しているモデル事業について、実施校の拡大を図ります。

(5) 子ども食堂の支援（再掲）

NPO 法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。

県が実施している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携を図りながら、「子ども食堂」を実施している団体又は、開設の意向のある団体などに対し、「子ども食堂」についての情報発信・情報提供などを行い、必要な方に支援が届くよう努めます。

また、中央卸売市場と連携した食材提供を通じて、子ども食堂の運営を支援します。

(6) 関係機関の資質向上

要保護児童対策地域協議会において、児童福祉関係機関の職員を対象とした児童虐待防止等に関する研修会を開催します。

また、子どもと保護者に日常的に接する機会の多い機関・施設の職員が、家庭が抱えている困難や背景に気づき、個々の事情に配慮しながら見守り、必要に応じて、適切な支援につなげることができるよう、研修機会の提供に努めます。

関連事業一覧

アクション1 貧困を解消する

	事業名	事業概要
医療		
1	ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の親子等に対して医療費の一部を給付する。
2	中学生医療費給付事業〔充実〕	中学生に対して医療費の一部を給付する。
3	小学生医療費給付事業	小学生に対して医療費の一部を給付する。
4	乳幼児医療費給付事業	乳幼児に対して医療費の一部を給付する。
5	予防接種	予防接種法による定期接種を実施する。対象は0歳～高校1年生。
6	幼児等インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。対象は生後6月～中学3年生。
7	国民健康保険一部負担金助成事業	生計維持が困難になった世帯へ、医療機関へ支払った医療費を助成する。
生活		
8	特別児童扶養手当給付事業	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭に対して、特別児童扶養手当を支給する。
9	障がい児通所給付費等給付事業	障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、障がい児の利用する事業所に対して、障がい児通所給付費を支給する。
10	生活保護事業	生活保護法に基づき、生活に困窮している要保護者に対し、国が定める最低生活費の基準と収入を対比して不足する部分を支給する。
11	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。
12	遺族基礎年金（国事業）	国民年金の保険料納付要件を満たしたものが亡くなった時、生計を維持されていた「子のある妻」などに遺族基礎年金が支給される。
13	フードバンクポスト設置	NPO法人フードバンク岩手が実施しているフードドライブの活動に協力し、庁舎内にフードバンクポストを設置。市民から食糧品の寄附を募る。
14	乳幼児栄養食品支給事業	生活困窮世帯に属する乳幼児に対し、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給する。

15	勤労者融資事業	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行う。
16	子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業	子育て世帯を対象とした入居促進のため、既存の住宅等を改修し、子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修費用の一部を補助する。
教育・保育		
17	保育料の軽減【新規】	幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減する。
18	放課後児童クラブ利用料の軽減【新規】	経済的な理由により、放課後児童クラブへの入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助することにより、経済的負担を軽減する。
19	保育料の減免	所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等に保育料を減免する。
20	保育料算定に係る寡婦(夫)控除のみなし適用	税法上の寡婦(夫)控除が適用されない婚姻歴の無い(未婚)ひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を行い、保育料の負担を軽減する。
21	就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助を行う。
22	被災児童生徒就学援助	東日本大震災により経済的に困窮し就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。
23	高等学校等就学支援金支給事業(国事業)	授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援する。
24	高等学校授業料減免	経済的事情により学業の継続が困難な者等の授業料を減免する。
25	高校生等奨学給付金事業(国事業)	市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する。
26	保育士確保対策事業	保育士が返還している奨学生の返還費用の一部を補助する。事業者が宿舎を借り上げ、雇用する保育士を入居させた場合に、費用の一部を補助する。
就労		
27	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	母子・父子家庭の父母の能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%を支給する。
28	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行う。
29	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等を対象に、職業適性、就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談、就業支援講習などの就業支援サービス等を実施する。

30	シングルマザーのための就職応援講座	母子家庭の母が就職活動に臨めるよう、仕事に役立つビジネスマナーなどを学び、また受講生同士の交流を図る就職応援講座を開催する。
31	ジョブカフェいわての運営	県が設置するジョブカフェいわてに、市事業でカウンセラーを追加配置し、35歳未満の若年者の就職を支援する。
32	盛岡地域若者サポートステーション運営	国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」と連携して、働いてもおらず、教育も訓練も受けていない若年無業者の支援を行う。
33	就職面談会	盛岡公共職業安定所等との共催により、新規学卒予定者・既卒者と企業の情報交換の機会となる就職面談会を開催する。
34	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、自立・就労支援を実施する。
35	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣などを行う。
36	ひとり親等の在宅就業支援事業【新規】	ひとり親世帯の親を対象に、在宅でできるテレワークに係るセミナーの開催や、テレワークに必要な知識・スキルの研修等の実施を検討する。
37	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【新規】	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行う。

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

事業名		事業概要
1	学習支援事業	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るために、市内3箇所において、学習の場を提供する。</p> <p>無料の送迎支援の実施により、通所の利便性向上を図り、対象者が参加しやすくなるよう取り組む。</p>
2	就学相談支援事業	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るために、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を行う。</p>
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p>母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行う。</p> <p>また、児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置するなど、必要とする世帯に確実に支援が届くよう、相談体制の充実に努める。</p>
4	岩手育英会助成事業	県内に本籍を置く大学・短大生へ奨学金を貸与・給付する事業を行う(公財)岩手育英会に対し、事業費の一部を補助する。
5	給付型奨学金の給付(国事業)	経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対して、大学への進学を後押しすることを目的とし、給付型奨学金を給付する。
6	高等学校等就学支援金支給事業(国事業)(再掲)	授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援する。
7	高等学校授業料減免(再掲)	経済的事情により学業の継続が困難な者等の授業料を減免する。
8	高校生等奨学給付金事業(国事業)(再掲)	市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する。
9	子ども食堂の支援	<p>NPO法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っている。</p> <p>県が実施している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携を図りながら、「子ども食堂」を実施している団体又は、開設の意向のある団体などに対し、「子ども食堂」についての情報発信・情報提供などを行い、必要な方に支援が届くよう努める。</p> <p>また、中央卸売市場と連携した食材提供を通じて、子ども食堂の運営を支援する。</p>
10	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行う。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

	事業名	事業概要
1	児童養育支援活動事業	盛岡市要保護児童対策地域協議会を運営し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦対策を推進する。
2	家庭相談員活動事業	児童虐待、養護、育成などの児童家庭問題に対し、家庭相談員を配置し、関係機関との連携をとりながら保護者等に対し指導・援助を行う。
3	子ども家庭総合支援センター事業【充実】	子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行なうため、盛岡市要保護児童対策地域協議会や岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上に努める。 また、対応している相談ケースが複雑・困難化してきていることから、職員体制の強化に努める。
4	教育相談	保護者・児童生徒の直面する様々な教育問題に関する教育相談を行う。
5	少年センター事業	少年補導委員を委嘱し街頭巡回活動や相談業務、環境点検活動等広報啓発活動等を行う。
6	婦人・女性相談員活動	専門の相談員を配置し、要保護女子及びこれらに関する問題等について、電話又は来所による相談を受け、指導や援助を行う。
7	母子生活支援施設	母子生活支援施設「かつら荘」を管理運営する。
8	消費者救済資金貸付	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行う。
9	多重債務者包括的支援プログラム	滞納や生活困窮などの相談を行う際、消費生活センターへの相談を呼びかけるなど、生計の改善や社会との繋がりの回復を目指す。
10	母子寡婦福祉協会運営	母子家庭の母及び寡婦が、経済的、精神的自立と社会地位の向上をめざし活動している盛岡市母子寡婦福祉協会に対し運営費を補助する。
11	ひとり親相談	ハローワーク、盛岡市社会福祉協議会、くらしの相談支援質と協力し、児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置する。
12	養育支援訪問（家事援助）事業【拡充】	要保護、要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して、家事援助サービスを提供することにより、家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努める。 また、本事業については、令和元年度において、地域を限定して実施しているが、令和2年度以降順次、実施地域の拡大を図る。
13	養育支援訪問（専門的相談援助）事業	養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをする。
14	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行う。 また、関係機関と連携のもと更なる周知を行い、潜在する生活困窮者の把握と支援に努める。

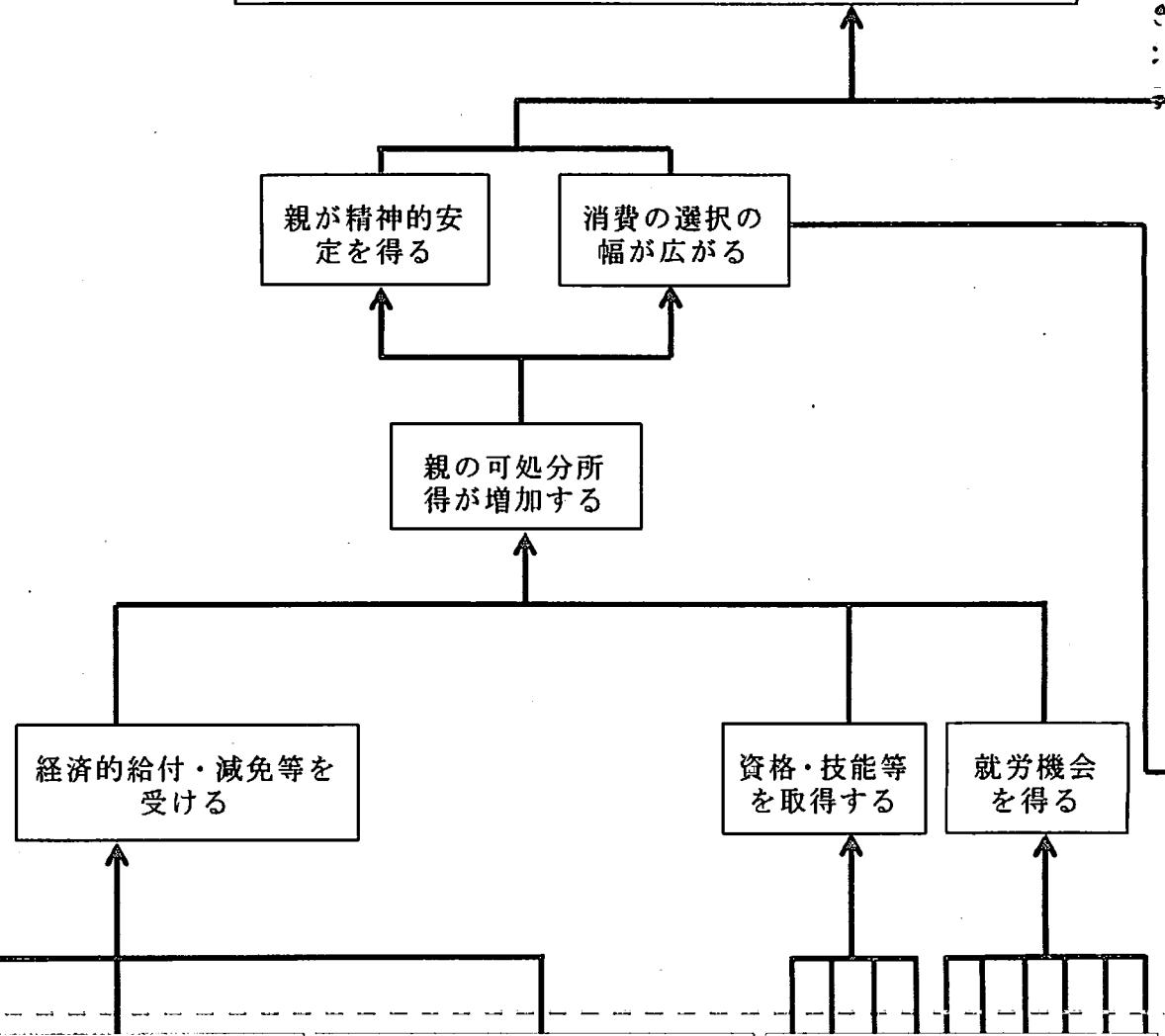
アクション4 適切に支援につなぐ

事業名		事業概要
1	子育てサロン実施支援	子育てサロンの意識調査を希望する地区民生委員協議会のエリアにおいて、1歳未満児及び転入した2歳未満児のいる家庭を対象とした調査等を実施する。
2	子育てサロン・フォーラム	子育てサロン等の取組について広く周知するため、子育てサロン・フォーラムを開催する。
3	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	社会福祉法人や福祉関係団体に相談支援包括化推進員を嘱託し、各分野の専門家がチームとして支援できる体制を構築し、支援をする。
4	子育て世代包括支援センター	保健師・助産師・社会福祉士等が、妊娠期から子育て期にわたる保健や育児に関する様々な悩み等に対する相談支援を行う。
5	子ども・子育て支援事業補助金	市民・団体等が主体的に取り組む子ども・子育て支援の活動に対し補助を行う「盛岡市子ども未来基金」において、子どもの居場所づくりや子どもの貧困対策に資する事業に関する取組に対しては、補助率及び補助上限額を高く設定し、より多くの団体が子どもの貧困対策に資する活動に取り組むことができるよう支援する。 また、より活用しやすい補助制度となるよう、補助を受けている団体から意見を聴きながら、制度の充実に努める。
6	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するなど、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問する。
7	子ども応援プロジェクト 【拡充】	NPO法人フードバンク岩手が行う食糧支援の活動（フードバンク）に、市社会福祉協議会及び市民生児童委員連絡協議会と共に協力し、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関へ繋ぐ。 また、一部の小中学校の協力を得て、対象世帯の早期把握の体制の充実を図るために実施しているモデル事業について、実施校の拡大を図る。
8	見守り協定	業務の中で異変を把握した場合に市に連絡することを内容とする協定を電気、ガス、新聞販売店等の事業者と市が締結する。
9	子ども食堂の支援（再掲）	NPO法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っている。 県が実施している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携を図りながら、「子ども食堂」を実施している団体又は、開設の意向のある団体などに対し、「子ども食堂」についての情報発信・情報提供などを行い、必要な方に支援が届くよう努める。 また、中央卸売市場と連携した食材提供を通じて、子ども食堂の運営を支援する。

10	関係機関職員の資質向上	要保護児童対策地域協議会において、児童福祉関係機関の職員を対象とした児童虐待防止等に関する研修会を開催する。 また、子どもと保護者に日常的に接する機会の多い機関・施設の職員が、家庭が抱えている困難や背景に気づき、個々の事情に配慮しながら見守り、必要に応じて、適切な支援につなげができるよう、研修機会の提供に努める。
11	面会交流支援事業	離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行う面会交流について、活動場所の提供や、情報提供・情報発信などの支援を行う。
12	子ども家庭総合支援センター事業（再掲）	子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行なうため、盛岡市要保護児童対策地域協議会や岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上に努める。 また、対応している相談ケースが複雑・困難化してきていることから、職員体制の強化に努める。

ロジックモデル

すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現



医療				生活				教育・保育				就労			
ひとり親家庭等医療費給付	小中学生医療費給付	乳幼児医療費給付	予防接種	幼児等インフルエンザ予防接種事業	国保一部負担金助成	特別児童扶養手当支給	障がい児通所給付費等給付	生活保護	児童扶養手当支給	遺族基礎年金	乳幼児栄養食品支給	勤労者融資	フレーバンクボスト設置	保育料の軽減	保育料の減免

①貧困を解消する

医・食・住の欠乏、親の精神的余裕の減少

めざす姿

長期成果

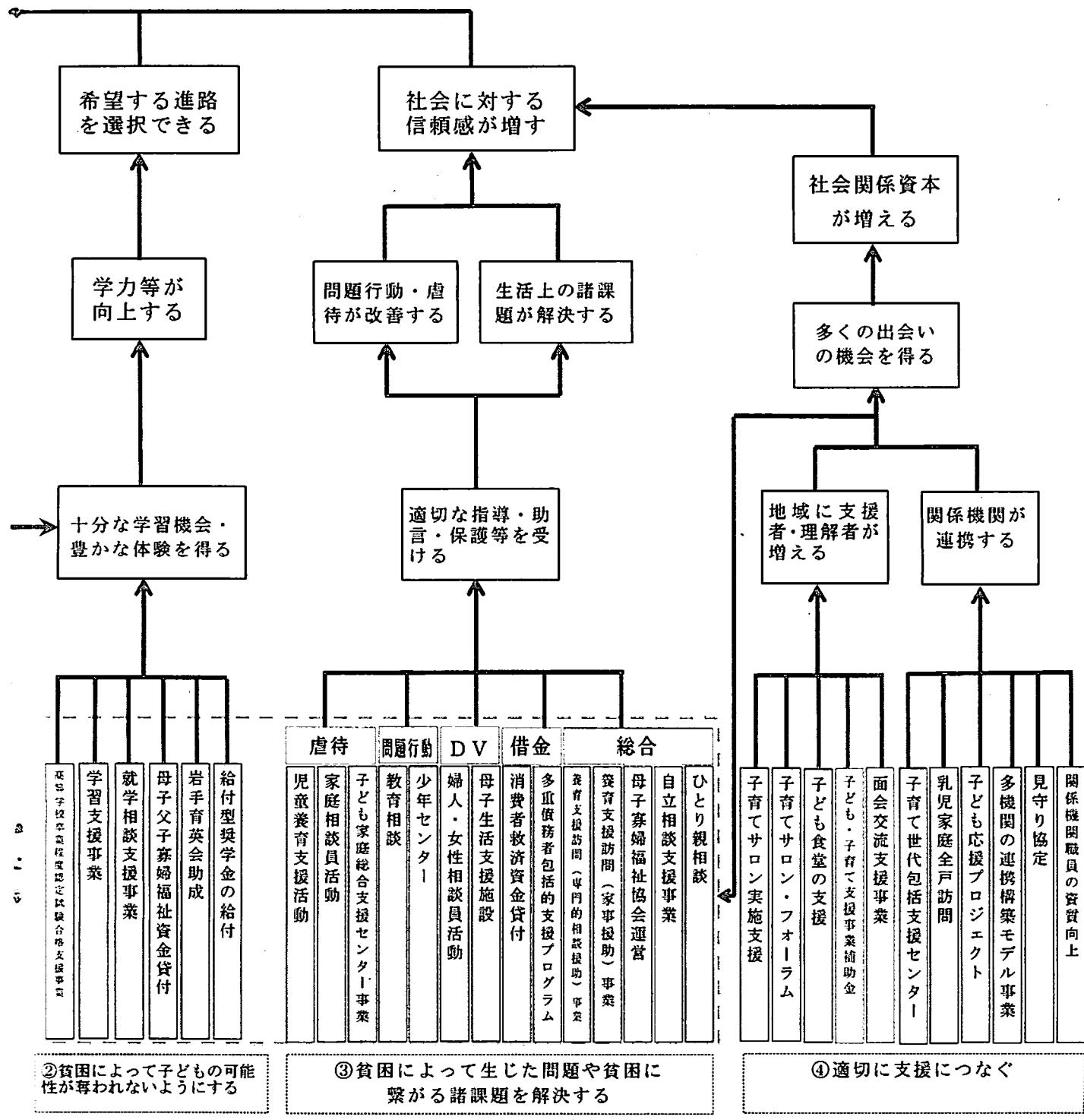
中期成果

結果

活動

方向性

問題の現れ方



学力の低下、意欲の低下、
自己肯定感の低下等

問題行動、社会的孤立、虐待等

諸問題の深刻化

第5章 推進体制

このアクションプランは、第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の具体的方策のひとつとして取り組むものであることから、進捗状況について、毎年度定期的に、盛岡市子ども・子育て会議へ報告するとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、同会議からの意見も聴取しながら、必要に応じて見直しを行います。

【参考：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）】

第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

本計画の実施状況は、毎年度、定期的に盛岡市子ども・子育て会議に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、本計画の内容や進捗状況、本計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、分かりやすい情報提供に努めます。

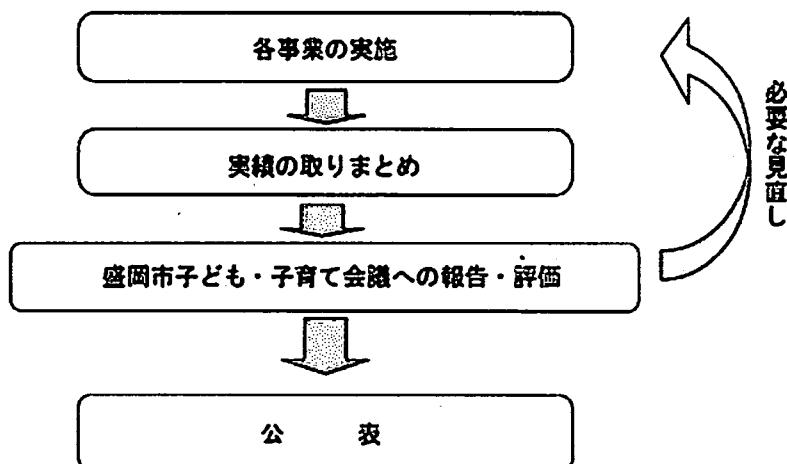
2 計画の推進

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。

また、市内の子ども・子育て支援に関わる事業者やボランティア、福祉推進会、民生委員、児童相談所、保健所、教育機関、企業、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

〔 計画の評価と推進 〕



(参考) 関連指標

項 目	市	岩手県	国
	(30年度)	(29年度※2)	(29年度※2)
子どもの高等学校等進学率 (厚生労働省)	100.0%	94.2%	93.6%
子どもの高等学校等中退率 (厚生労働省)	4.9%	5.1%	4.1%
生活保護世帯 子どもの大学等進学率 (厚生労働省)	23.0%	31.3%	35.3%
子どもの就職率（中学校卒業後） (厚生労働省)	0.0%	0.0%	1.3%
子どもの就職率(高等学校卒業後) (厚生労働省)	59.0%	44.8%	47.9%
スクールカウンセラーの配置率（小学校） 盛岡市 10名/42校（学校教育課）	23.81%	78.7%※1	66.0%
スクールカウンセラーの配置率（中学校） 盛岡市 23名/23校（学校教育課）	100.0%	96.9%	89.6%
就学援助制度 に関する周知 状況 毎年度の進級時に学校で就学援助制度 の書類を配布している市町村の割合 (学務教職員課)	100.0%	90.9%	77.9%
	入学時に学校で就学援助制度の書類を 配布している市町村の割合 (学務教職員課)	100.0%	84.8%
			75.4%

※1 県のスクールカウンセラー配置率（小学校）は巡回型を含めた数値である。

※2 国及び県の指標は、数値が公表されている平成29年度の数値を用いた。

第2期盛岡市子どもの未来応援プラン
《令和2年 月》

発行 盛岡市
編集 盛岡市子ども未来部